

消費税軽減税率対応 企業間取引の手引き

(第1版)



情報システム研究会
軽減税率対応システム専門部会

目次

1. はじめに	3
2. 軽減税率制度の概要	5
3. 軽減税率のポイント	
3-1. 日々の業務で対応が必要となることは	21
3-2. 軽減税率の対象品目	22
3-3. 適用税率の判定	23
3-4. 区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式	26
3-5. 納付税額計算	34
4. 対応ガイドライン	
4-1. 業界としての基本方針	37
4-2. 適用税率の判定	38
4-3. マスタ整備・準備	40
4-4. 提案・採用時の対応	41
4-5. システム改修の考え方	42
4-6. インボイス対応（対小売業）	42
4-7. インボイス対応（対製造業）	46
4-8. その他	46
5. 日食協 標準EDIフォーマットと標準書式の対応	
5-1. 日食協 標準EDIフォーマットの対応	47
5-2. 日食協 標準書式の対応	47
6. その他	
6-1. 商品規格書（PITS標準フォーム第一版）	48
6-2. 業界共通データベース	48
6-3. 流通BMS	48
7. 最後に	49
■ 参考資料	4
■ 軽減税率対応システム専門部会 メンバー企業一覧	50
■ 改訂履歴	51

1. はじめに

社会保障・税一体改革の下、消費税は、2016年9月に「世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の10%への引上げ時期を2019年10月1日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行う」こととなり、同年11月28日に公布・施行され、消費税及び地方消費税(以下、消費税)の税率は、2019年10月に現行の8%から10%に引き上げられます。

また、同時に低所得者層への配慮の観点から「軽減税率制度」が実施されます。これにより、「軽減税率制度」の下では、標準税率(10%)と軽減税率(8%)の2つの税率に対応する必要があります。

卸売業としては、「適用税率ごとに区分した消費税の計算」や、「商品ごとの適用税率およびその合計額を記載した請求書等の発行」といった新たな作業が必要となり、日々の業務の中で製造業からの仕入と小売業への売上の双方に対応する必要があります。

一般社団法人 日本加工食品卸協会(以下、日食協)では、現行請求書記載内容や関連業務の運用などの企業間取引に係る影響範囲や課題を明らかにし、卸売業として商取引上混乱なく対応する目的のために、日食協「情報システム研究会」の専門部会として、「軽減税率対応システム専門部会」を組成し、対応ガイドラインを取りまとめることとしました。

本書は、専門部会で、財務省・国税庁などの各発表資料と情報志向型卸売業研究会(以下、卸研。事務局：一般財団法人 流通システム開発センター) 2016年度研究委員会報告書「卸が想定するインボイス対応2016」資料を基に検討し、結果をとりまとめたものです。

なお、製造業、小売業に対しては、現時点における卸売業としての対応指針であり、今後、相互合意に向けて、協議を進めてまいります。

本書の内容は、2018年2月時点の情報を基に作成しており、今後の政治状況や財務省・国税庁などの発表により、最終的な対応内容が異なってくる可能性があり、内容を保証するものでないこと、また、最新情報に今後改訂予定であること、ご留意願います。

本書が軽減税率制度への対応を進めるうえで、各事業者の一助となれば、幸いです。

2018年3月

軽減税率対応システム専門部会

《参考資料》

1. 財務省

「消費税の軽減税率制度」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/keigen_00.pdf

2. 国税庁

① 「よくわかる消費税軽減税率制度」 (平成29年7月)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//pdf/04.pdf>

② 「消費税 軽減税率制度の手引き」 (平成29年8月)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//pdf/0017007-067_all.pdf

③ 「消費税の軽減税率制度に関するQ&A (制度概要編)」 (平成30年1月改訂)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//pdf/02.pdf>

④ 「消費税の軽減税率制度に関するQ&A (個別事例編)」 (平成30年1月改訂)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//pdf/03.pdf>

3. (一財)流通システム開発センター ～ 情報志向型卸売業研究会 (卸研)

「2016年度 研究委員会報告書」

P.80 Bグループ「卸が想定するインボイス対応2016」

http://www.dsri.jp/oroshi-ken/pdf/oroshi_houkoku2016.pdf

4. 商品情報授受標準化会議 (PITS)

「商品規格書 (PITS標準フォーム 第1版)」

https://www.finet.co.jp/hyojyunka/xls/pitsform_01.xlsx

2. 軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、2019年10月から、軽減税率制度を実施する。

- (1) 軽減税率の対象品目
- ・ 酒類及び外食を除く飲食料品。
 - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞。

(2) 消費税等の税率

区分	適用時期	現 行	2019年10月1日(軽減税率制度実施)	
			軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	8.0%	10.0%

- (3) 適格請求書等保存方式の導入
- ・ 2023年10月から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)を導入する。
 - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。
- (適格請求書等保存方式導入までの経過措置)
- ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。
- (適格請求書等保存方式導入後の経過措置)
- ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
- (4) 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。
(平成28年度税制改正法附則)
- ① 2018年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - ② 「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- (5) 軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって万全の準備。
(平成28年度税制改正法附則)
- ① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な実施・運用のための必要な措置を講ずる。
 - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度の実施による簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

出典:《参考資料》1-P.1、2-②-P.1抜粋

2. 軽減税率制度の概要

適格請求書等保存方式の導入	
<p>【請求書等保存方式】 (現行制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 請求書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書発行者の氏名又は名称 ・ 取引年月日 ・ 取引の内容 ・ 対価の額 (税込) ・ 請求書受領者の氏名又は名称 <p>請求書</p> <p>〇〇御中 11月分 21,600円(税込) 11/1~30 牛肉2kg 5,400円</p> <p>仕入 21,600円</p> <p>売上 43,200円</p> <p>請求書 (控)</p> <p>□□御中 11月分 43,200円(税込) 11/1~30 牛肉2kg 10,800円</p> <p>合計 43,200円</p> <p>△△(株)</p>	<p>【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月~)</p> <p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減税率の対象品目である旨 ・ 税率ごとに合計した対価の額 (税込) <p>(注) 請求書の交付を受けた事業者による追記も可</p> <p>請求書</p> <p>〇〇御中 11月分 21,800円(税込) 11/1 牛肉2kg 5,400円</p> <p>仕入 21,800円</p> <p>売上 43,600円</p> <p>請求書 (控)</p> <p>□□御中 11月分 43,600円(税込) 11/5 牛肉2kg 10,800円</p> <p>合計 43,600円</p> <p>△△(株)</p>
<p>請求書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交付義務なし・不正交付の罰則なし ○ 免税事業者も交付可 ⇒ 免税事業者からの仕入税額控除可 	<p>同左</p> <p>同左</p>
<p>税額計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引総額からの「割戻し計算」 (例) $43,200円 \times 8/108 = 3,200円$ 	<p>○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) $10\% \text{対象} : 22,000円 \times 10/110 = 2,000円$ + $8\% \text{対象} : 21,600円 \times 8/108 = 1,600円$ = 3,600円</p>
<p>特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 ○ 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載で仕入税額控除可 ○ 小売業等が発行する請求書は、記載事項を簡略可 (受領者の名称の記載不要) 	<p>○ 売上税額・仕入税額の計算の特例 (みなし計算・簡易課税の事後選択)</p> <p>同左</p>
<p>その他</p>	<p>同左 (ただし、3万円未満の取引に係る規定は廃止)</p>
<p>【請求書等保存方式】 (2023年10月~)</p> <p>同左プラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録番号 ・ 税率ごとの消費税額及び適用税率 <p>(注) 「税率ごとに合計した対価の額」は、税抜又は税込</p> <p>請求書</p> <p>〇〇御中 11月分 20,000円(本体) 11/1 牛肉2kg 5,000円</p> <p>仕入 20,000円</p> <p>売上 40,000円</p> <p>請求書 (控)</p> <p>□□御中 11月分 40,000円(本体) 11/5 牛肉2kg 10,000円</p> <p>合計 40,000円</p> <p>△△(株)</p>	<p>○ 交付義務あり・不正交付の罰則あり</p> <p>○ 登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒ 免税事業者からの仕入税額控除不可</p> <p>○ 免税事業者からの仕入れについて、 ・ 3年間 : 80% ・ その後3年間 : 50% の仕入税額控除可。</p> <p>○ 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ○ 適格請求書の税額の「積上げ計算」 (例) 積上げ計算の場合 $2,000円 + 1,600円 = 3,600円$</p> <p>(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」</p>

出典:《参考資料》1-P.11

2. 軽減税率制度の概要

区分記載請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

請求書等

- 売手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額（税込）を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付可）。なお、現行どおり、売手手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

納付税額の計算方法

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

「区分記載請求書」

○ 売上税額の計算方法

(10%対象) $11,000円 \times 10/110 = 1,000円$
 (8%対象) $10,800円 \times 8/108 = 800円$
 ⇒ 売上税額：1,000円 + 800円 = 1,800円

売手

交付義務なし
 保存義務なし
 罰則なし

買手

○ 仕入税額の計算方法

(10%対象) $11,000円 \times 10/110 = 1,000円$
 (8%対象) $10,800円 \times 8/108 = 800円$
 ⇒ 仕入税額：1,000円 + 800円 = 1,800円

売手が発行した請求書に、

- ①軽減税率の対象品目である旨と、
 - ②税率ごとに合計した対価の額（税込）
- の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、仕入税額控除の要件を満たすものとする。

請求書	
〇〇御中	11月分 21,800円 (税込)
11/1	牛肉2kg ※ 5,400円
11/8	割りばし4箱 5,500円
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円)
	(8%対象 10,800円)
	注) ※印は軽減税率(8%)適用商品
	△△欄

(経過措置)

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。
 ※ 軽減税率制度の実施から4年間の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択を可能とする。
 ※ 軽減税率制度の実施から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。

※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

2. 軽減税率制度の概要

適格請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

請求書等

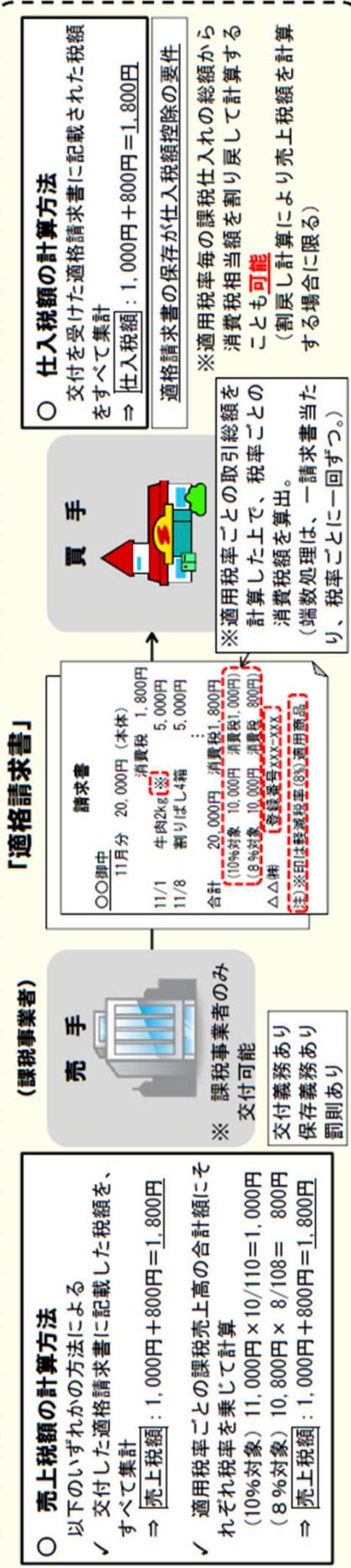
- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の、適格請求書の交付・保存を義務付ける（課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
- ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとの消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとすることができる（適格簡易請求書）。
 - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
 - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」⇒省略
- 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 偽りの交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
 - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と、
 - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」のいずれかの方法によることができる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 2023年10月1日から導入（登録は2021年10月1日から）。

※ 免税事業者が2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる。



（経過措置）

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。
- ※ 自動販売機から購入する場合や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。
- ※ 現行どおり、セリ売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

2. 軽減税率制度の概要

「適格請求書」の発行、仕入税額控除における「適格請求書」等の保存の特例について

※ 現行の売上に関する記帳義務の特例（記載内容の一部省略（売上先の名称）の対象範囲とほぼ同じ

【売上側】

①「適格請求書」の発行が困難な場合として、交付義務が課されない場合

- ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶による旅客の運送
- ・ せり売り等の媒介、取次ぎを行う者を介して行う農水産品の販売
- ・ 農協や漁協において無条件委託方式、かつ、共同計算方式により行う、組合員の生産した農水産品の販売
- ・ 3万円未満の自動販売機による販売
- ・ その他請求書の交付を行うことが困難な一定の場合

②「適格簡易請求書」の発行が可能な場合

- ・ 小売業、飲食店業、写真業、旅行業
- ・ タクシー業
- ・ 不特定多数の者に対して行う駐車場業
- ・ 上記に準ずるその他不特定多数の者を対象とする一定の営業

【仕入側】

①「適格請求書」又は「適格簡易請求書」以外の書類等（区分記載請求書の記載事項を満たすもの）の保存により仕入税額控除が可能な場合

- ・ 仕入側が作成する仕入明細書、仕入計算書等（「適格請求書」の記載内容と同様の内容が記載され、相手方の確認を受けたものに限る。したがって、免税事業者から仕入れる場合は「登録番号」が記載できないため、記載要件を満たせず、仕入税額控除ができない。
- ・ せり売り等の媒介、取次ぎを行う者が作成する請求書、納品書等（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。
- ・ 農協や漁協が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者等を特定せずに販売を行う場合の、組合が作成する請求書、納品書等（出荷者に関する記載事項はない（出荷者を特定できないため記載できない）ため、出荷者が免税事業者であっても仕入税額控除可能。

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲と異なる部分は、二重下線部分

②請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能な場合（帳簿への一定の記帳は必要）

- 請求書等の交付を受けることが困難な場合として次に掲げる場合
 - ・ 3万円未満の公共の鉄道、バス、船舶の運賃
 - ・ 「適格簡易請求書」である入場券等が事後に回収される場合の入場料等
 - ・ 古物営業を行う者が消費者等から古物を買取る場合
 - ・ 質屋営業を行う者が消費者等から買物の所有権を取得する場合
 - ・ 不動産業者が消費者等から建物を購入する場合
 - ・ リサイクル業者が消費者等から再生資源及び再生部品を買取る場合
 - ・ 3万円未満の自動販売機での購入
 - ・ その他請求書の交付を受けることが困難な一定の場合

※ 現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲とほぼ同じ。
（現行「3万円未満の課税仕入れ」及び「相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合」については請求書等の保存を要しないこととされているが、「適格請求書」等の発行義務が課されることを踏まえ、廃止。）

※ 免税事業者等からの仕入れについては、仕入税額控除不可。ただし、インボイス制度導入後3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除を可能とする。

2. 軽減税率制度の概要

I 適格請求書等の作成・交付関係

1. 適格請求書等発行事業者の登録制度

「請求書発行事業者登録簿」への登載事項：氏名、名称、登録番号、登録年月日等。登載事項はインターネットを通じて公表

「登録番号の桁数等」：最大16桁の範囲で、数字のみ又は英字の組合せとする予定

法人番号を保有する課税事業者（法人）：T + 法人番号

法人番号を有しない者（個人事業者等）：T + 13桁の数字

（注）13桁の数字には、マイナンバーは用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

2. 適格請求書の交付免除

事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な以下の課税資産の譲渡については、その交付義務が免除される

- ① 公共機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ② 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が、委託を受けて行う（農業協同組合又は漁業協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農水産品の譲渡等
- ③ 自動販売機により行われるもの（3万円未満のものに限る）
- ④ その他請求書等を交付することが困難な課税資産の譲渡等のうち一定のもの

3. 電子インボイスの保存方法：電子帳簿保存法における保存方法に準じた方法

正当な理由のない訂正削除を防止するため、タイムスタンプを付す等の一定の措置が必要となる

（受け手も同様の保存方法）

4. 適格請求書等に記載する消費税額の計算方法

次のいずれかの方法とし、それぞれの方法により算出した金額の一円未満の端数を処理（一請求につき、税率区分ごとにそれぞれ一回）

- ① 取引の税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に100分の10（軽減税率対象品目については、100分の8）
- ② 取引の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10（軽減税率対象品目については、108分の8）

5. その他

- 適格請求書等の記載事項について、税率ごとに請求書を分けて、交付することも可能（区分記載請求書等保存方式と同じ）
- 例えば、一定期間分の取引について請求書を作成する場合の請求書と納品書（請求明細書）など、相互の書類の関連が明確であり、受領者側において適格請求書等の交付対象となる取引内容（適格請求書等の記載事項）を正確に認識できる方法で交付されている場合には、相互の書類全体で記載事項を満たすことも可能（区分記載請求書等保存方式と同じ）

（注）この場合、それぞれの書類が、単独で、適格請求書等であると受領者側に誤認されるおそれのある表示がなされないよう、留意する必要

II 売上税額の計算

1. 適格請求書又は適格簡易請求書の写し（電子インボイスの場合含む）を保存している場合には、これらの書類に記載された消費税額等（上記Ⅰ 4.により端数処理した後の金額）を積み上げて課税標準額に対する消費税額を計算することが可能

2. 現行の特例処置である課税標準額に対する消費税の計算に関する経過処置（積上げ計算の特例）については、インボイス制度導入の際に上記Ⅱ 1.のとおり移行して廃止

出典：《参考資料》1-P.15

2. 軽減税率制度の概要

Ⅲ 仕入税額控除関係

1. 適格請求書又は適格簡易請求書以外の書類の保存により仕入税額控除ができる場合の当該書類の記載事項
 - 仕入れを行った者が作成する仕入明細書、仕入計算書等（相手方の確認を受けたものに限る）
記載事項：適格請求書の記載事項と基本的に同じとし、課税仕入れの相手方の登録番号を必要とする（相手方が免税事業者の場合には、登録番号がないため、記載事項を満たすことはできない）
 - 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（卸売市場、農業協同組合又は漁業協同組合等）が委託を受けて行う（農業協同組合又は漁業協同組合等については、無条件委託方式・共同計算方式によるものに限る）農水産品の譲渡等において作成する書類
記載事項：適格請求書の記載事項のうち、委託業者（生産者等）の登録番号の記載は不要とする
2. 帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる場合の取引
 - 次に掲げる課税仕入れについては、適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、仕入税額控除が認められる
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される上記Ⅰ 2. ①に掲げる公共交通機関からのもの
 - ② 適格請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
 - ③ 古物営業、質屋、宅地建物取引業、リサイクル業を営む者が適格請求書発行業者でない者から買い受ける一定のもの
 - ④ 自動販売機からのもの（3万円未満のものに限る）
 - ⑤ その他適格請求書等の交付を受けることが困難な一定のもの

Ⅳ 仕入税額の計算

1. 課税仕入れに係る消費税は原則として適格請求書又は適格簡易請求書に記載された消費税額を積み上げて計算^(注)する
(注) 上記Ⅲ2.に掲げられる適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要しない課税仕入れについては、次のいずれかの方法により計算
 - 仕入税額控除が認められる課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1円未満の端数につき税率の異なるごとに当該端数を切捨て又は四捨五入により処理する場合には、当該消費税額等の積上げ計算
 - 仕入税額控除が認められる課税仕入れについて、帳簿に記載された当該課税仕入れに係る支払対価の額から割り戻して計算
2. 売上げに係る税額の計算につき、上記Ⅳ1.の適用を受けない場合（総額割返し計算の場合）は、仕入控除額も総額割返し計算が可能

Ⅴ その他

- 税額が区分されていない取引に係る課税標準、値引き、返品、割戻しの計算
区分記載請求書等保存方式の下と同様、取引の内容に応じ、税率の異なることに合理的に区分。合理的に区分されていないときは、取引の総額に占める軽減税率対象取引の割合により按分

(注) 上記内容については、今後政令等において明確化。なお、適格請求書等保存方式に関する政令等については、事業者の準備状況等を検証しつつ、整備していく予定

2. 軽減税率制度の概要

軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

請求書等保存方式 (現行)		区分記載請求書等保存方式 (2019年10月～)	適格請求書等保存方式 (2023年10月～)
税率	8.0% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)	<ul style="list-style-type: none"> 軽減税率 8.0% (消費税率6.24% 地方消費税率1.76%) 標準税率 10.0% (消費税率7.8% 地方消費税率2.2%) 	
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> 発行者の氏名または名称 取引年月日 取引の内容 対価の額(税込) 受領者の氏名または名称 	請求書の記載事項 左記に加え ① 軽減対象資産の譲渡等である旨 ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込) ※ 上記①②は、交付を受けた事業者の追記可	請求書の記載事項 左記に加え ① 登録番号 ② 税率ごとの消費税額および適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額または税込価額
	交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可		交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	帳簿および請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿および区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿および適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 免税事業者からの仕入税額控除の特例 ● 2023年10月～2026年9月 80%控除可 ● 2026年10月～2029年9月 50%控除可
		せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可(2023年10月以降は、一定の取引に限る)	
		中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可	
	3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可		原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
適格請求書発行事業者登録制度			2021年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可
税額計算	取引総額からの「割戻計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻計算」	<ul style="list-style-type: none"> 税率ごとの取引総額からの「割戻計算」 適格請求書の税額の「積上計算」のいずれかの方法によることが可
売上税額の計算の特例★		軽減税率対象売上げの見なし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例★		軽減税率対象仕入れの見なし計算(1年間)	
		簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

★:税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)のみに適用が認められます

2. 軽減税率制度の概要

■ 適格請求書発行事業者の義務

「適格請求書発行事業者」として登録を受けた事業者は、「適格請求書」の交付・保存義務をはじめ、次のような対応が必要となります。

適格請求書発行事業者の義務	具体的内容
適格請求書の交付	国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、他の事業者(免税事業者を除きます)から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書に記載すべき事項を記載して、交付しなければなりません。 また、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録による提供も可能です。
適格請求書の保存	適格請求書を交付した適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存する必要があります。 (電磁的記録については、その電磁的記録の保存が必要です)
売上対価の返還等を行う場合	売上に係る対価の返還等を行う場合は、その売上に係る対価の返還を受ける他の事業者に対して、必要事項を記載した「適格返還請求書」を交付しなければなりません。 また、適格返還請求書に交付に代えて、適格返還請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録による提供も可能です。
適格請求書の記載事項に誤りがあった場合	適格請求書の記載事項に誤りがあった場合は、交付した他の事業者に対して、修正した適格請求書を交付しなければなりません。 (電磁的記録により提供したものや適格返還請求書についても同様です)

出典:《参考資料》2-②-P.52抜粋

2. 軽減税率制度の概要

■ 中小事業者の税額計算の特例

出典:《参考資料》2-②-P.36～P.50 抜粋

区分経理に対応する準備が整わないなど、国内において行った課税売上げ(税込)または課税仕入れ等(税込)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)については、2019年10月からの一定期間について、税額計算の特例を用いて、課税標準額および課税仕入れ等に係る消費税額を計算することができます。

この税額計算の特例は、事業者が行っている事業に応じて、適用できる特例や期間が異なります。

(1) 売上税額の計算の特例

軽減税率制度の下では、原則として、日々の業務において、売上げ及び仕入れについて税率の異なるごとに区分経理を行い、税率の異なるごとに税額計算を行うこととなります。

この点、課税売上げ(税込)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、経過措置として、課税売上げ(税込)の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ(税込)を計算する特例が認められています。

「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入等(税込み)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上(税込み)に、当該事業に係る課税仕入れ等(税込み)に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ(税込み)の割合(小売等軽減仕入割合)を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上(税込み)を算出し、売上税額を計算できます。

② 軽減売上割合の特例

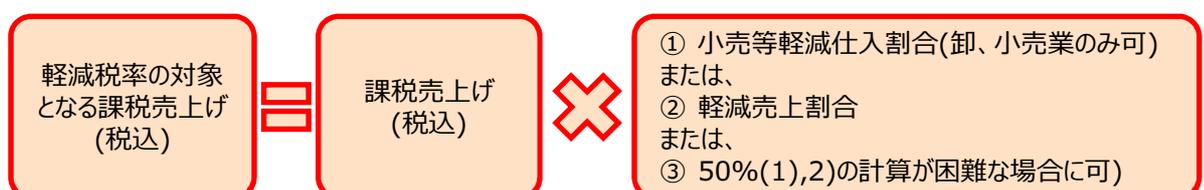
課税売上げ(税込み)に、通常の連続する10営業日の課税売上げ(税込み)に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)の割合(軽減売上割合)を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ(税込み)を算出し、売上税額を計算できます。ここでいう通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

③ 上記①及び②の割合の計算が困難な場合

上記①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

なお、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

● 特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ(税込)

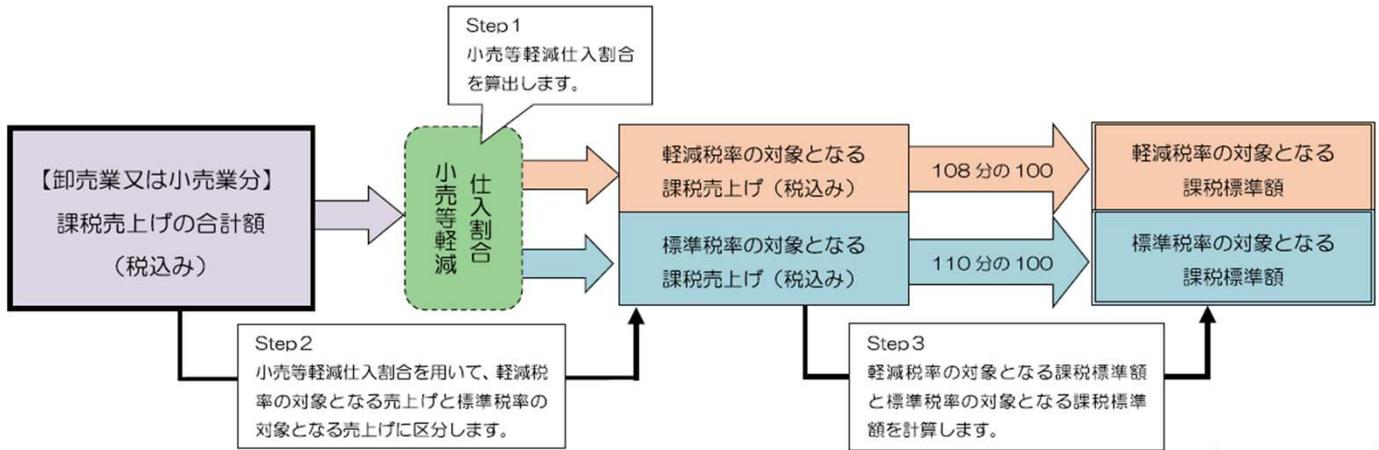


2. 軽減税率制度の概要

1) 小売等軽減仕入割合の特例

対象事業者	適用対象期間
次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用 ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業または小売業を営む事業者 ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度(簡易課税制度の届出の特例を受ける場合を含む)の適用を受けない事業者 ③ 課税仕入れ等(税込)について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者	課税期間のうち、 2019年10月1日から2023年9月30日 までの期間

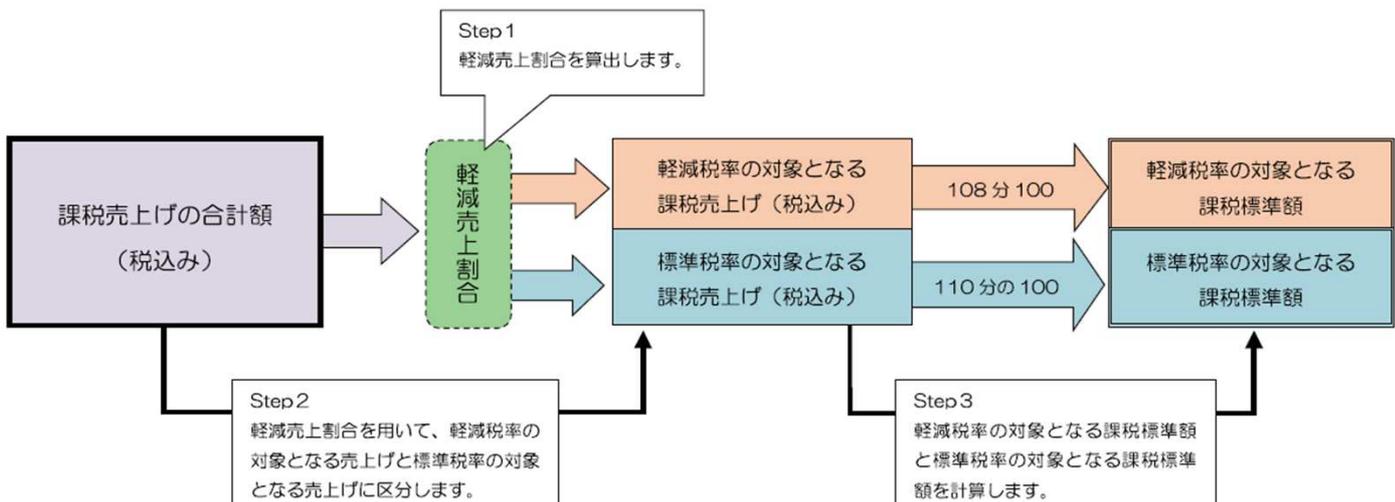
▼ 課税標準額計算のイメージ



2) 軽減売上割合の特例

対象事業者	適用対象期間
軽減対象資産の譲渡を行う中小事業者であれば、業種に関係なく適用	課税期間のうち、 2019年10月1日から2023年9月30日 までの期間

▼ 課税標準額計算のイメージ



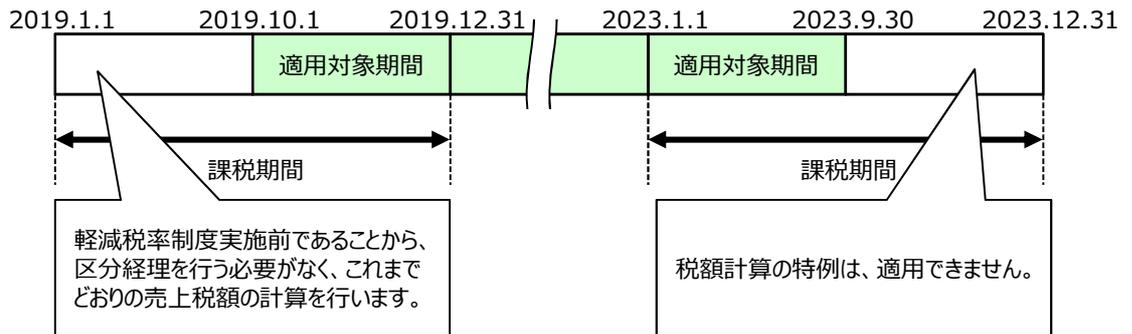
2. 軽減税率制度の概要

3) 適用対象期間に関する留意点

売上税額の計算の特例を適用できる期間は、課税期間のうち、2019年10月1日から2023年9月30日までの期間です。

2019年10月1日および2023年9月30日をまたぐ課税期間においては、これらの前後で適用関係が異なります。

▼ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合 (2019年10月1日および2023年9月30日をまたぐ課税期間がある場合)



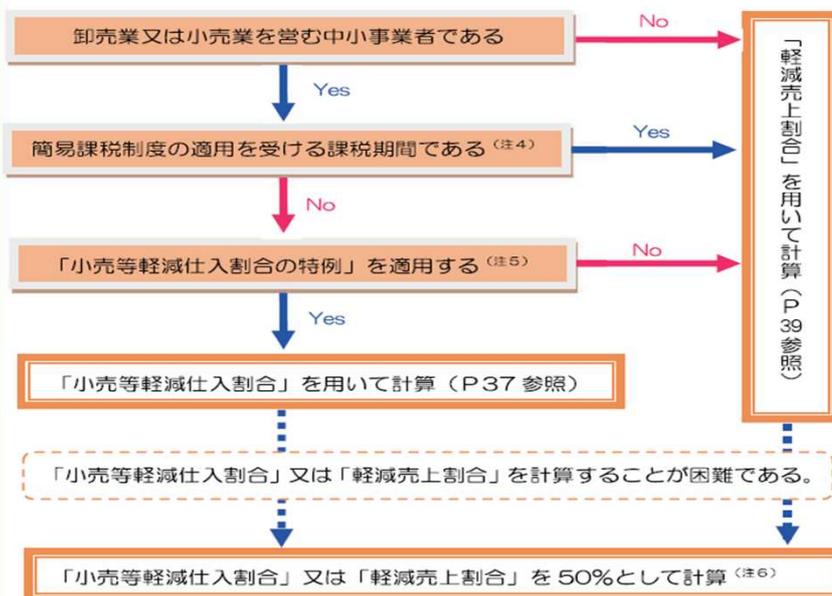
▼ 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合



卸売業、小売業を営む中小事業者は「小売等軽減仕入割合の特例」と「軽減売上割合の特例」のどちらを適用すればよい…？



卸売業又は小売業を営む中小事業者は、「小売等軽減仕入割合の特例」又は「軽減売上割合の特例」のいずれかを適用することができます。



(注4) 簡易課税制度の届出の特例 (P48 参照) を受ける場合を含みます。

(注5) 仕入れを税率の異なることに区分経理する必要があります。

(注6) 主に軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が対象となります。

2. 軽減税率制度の概要

(2) 仕入税額の計算の特例

課税仕入れ等(税込)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

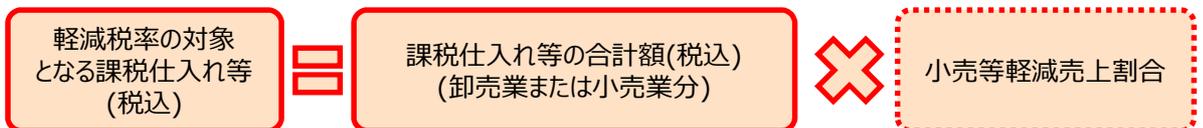
① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ(税込)を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等(税込)に、当該事業に係る課税売上げ(税込)に占める軽減税率の対象となる課税売上げ(税込)の割合(小売業等軽減売上割合)を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等(税込)を算出し、仕入税額を計算します。

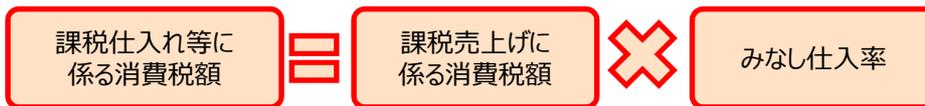
② 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度の適用に関して、「消費税簡易課税制度選択届出書」(以下、「簡易課税制度選択届出書」といいます。)を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

- 小売等軽減売上割合の特例 ～ 小売等軽減売上割合を用いて計算する場合



- 簡易課税制度の届出の特例 ～ 簡易課税制度の計算方法により計算する場合

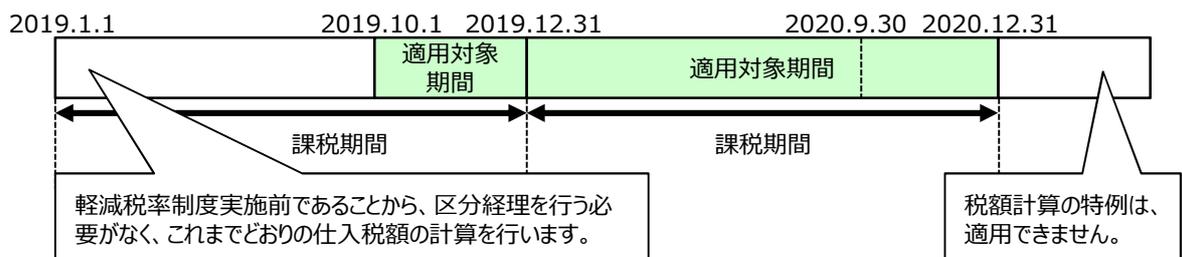


1) 小売等軽減売上割合の特例

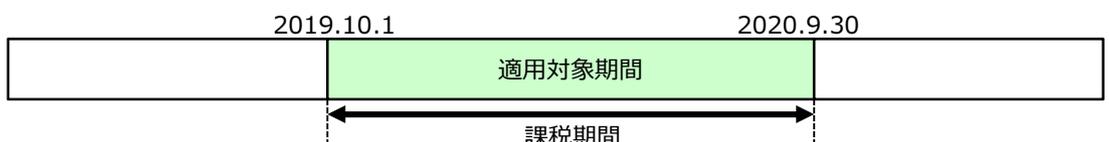
対象事業者	適用対象期間
次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用 ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業または小売業を営む事業者 ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度(簡易課税制度の届出の特例の適用を受ける場合を含む)の適用を受けない事業者 ③ 課税売上げ(税込)について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者	課税期間のうち、 2019年10月1日から2020年9月30日の属する課税期間の末日までの期間

2019年10月1日をまたぐ課税期間においては、2019年10月1日の前後で適用関係が異なります。

- ▼ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合
(2019年10月1日をまたぐ課税期間がある場合)

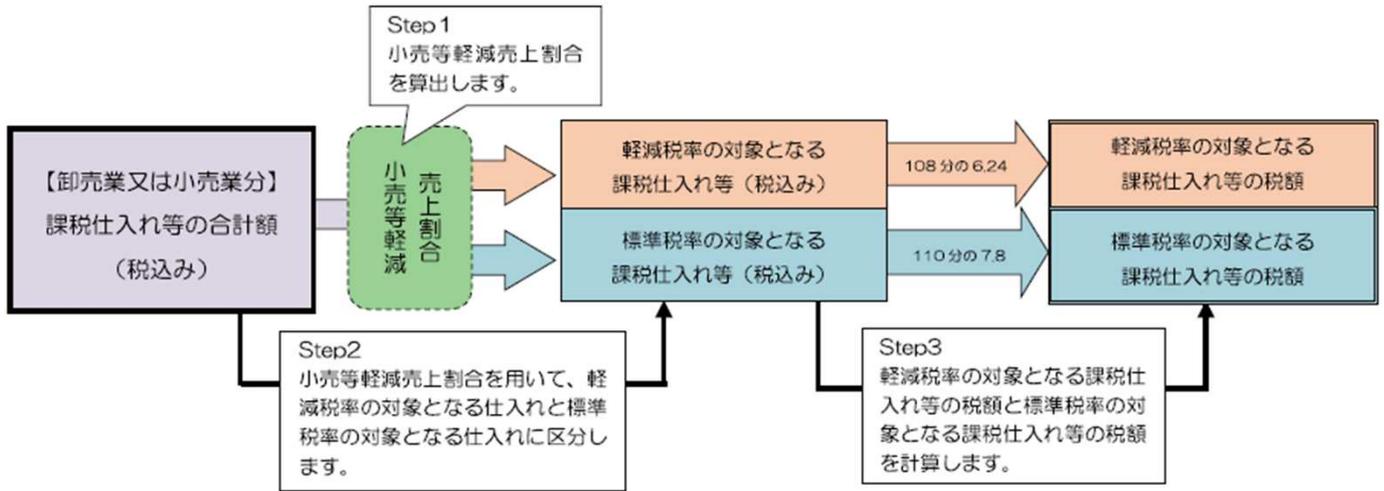


- ▼ 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合



2. 軽減税率制度の概要

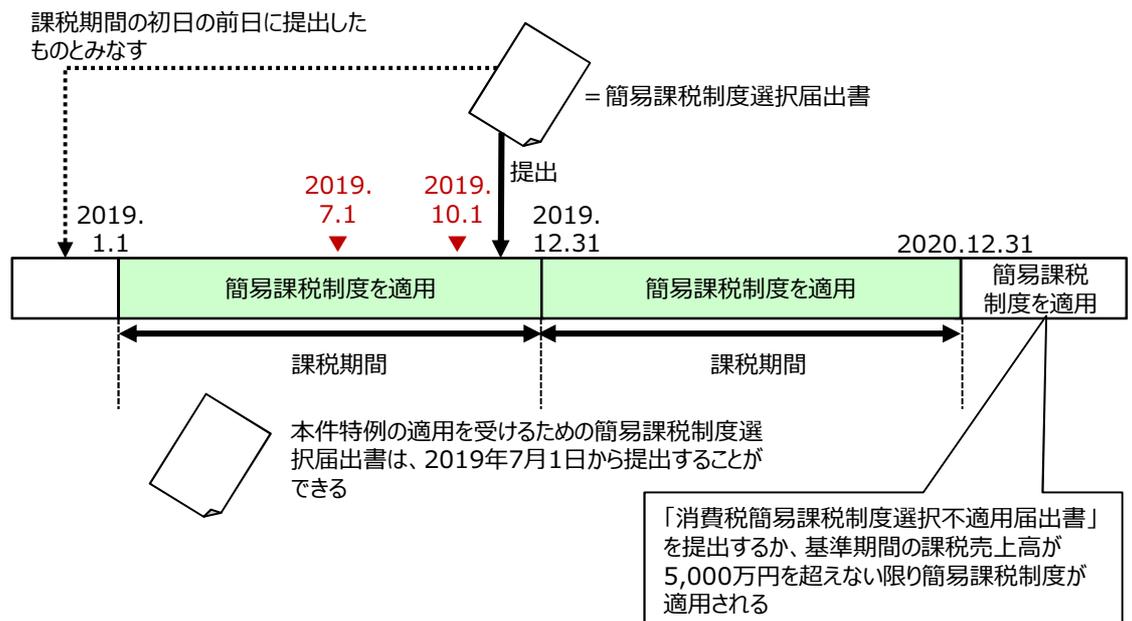
▼ 課税仕入れ等の税額計算のイメージ



2) 簡易課税制度の届出の特例

対象事業者	適用対象期間
中小事業者は、課税仕入れ等(税込)を税率の異なるごとに区分することについて困難な事情があれば適用	2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間。 なお、本件特例を適用した場合、事業を廃止したとき等を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできない。

▼ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合



2. 軽減税率制度の概要

(3) 売上げおよび仕入れの両方を区分経理することが困難な場合

中小事業者が課税売上げ(税込)および課税仕入れ等(税込)のいずれも税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合は、売上税額の計算の特例と仕入税額の計算の特例を併用することができます。併用できる計算の特例は、卸売業および小売業を営むかどうか等によって異なります。

- 1) すべての中小事業者(卸売業または小売業を営む事業者の特例を適用しない場合)

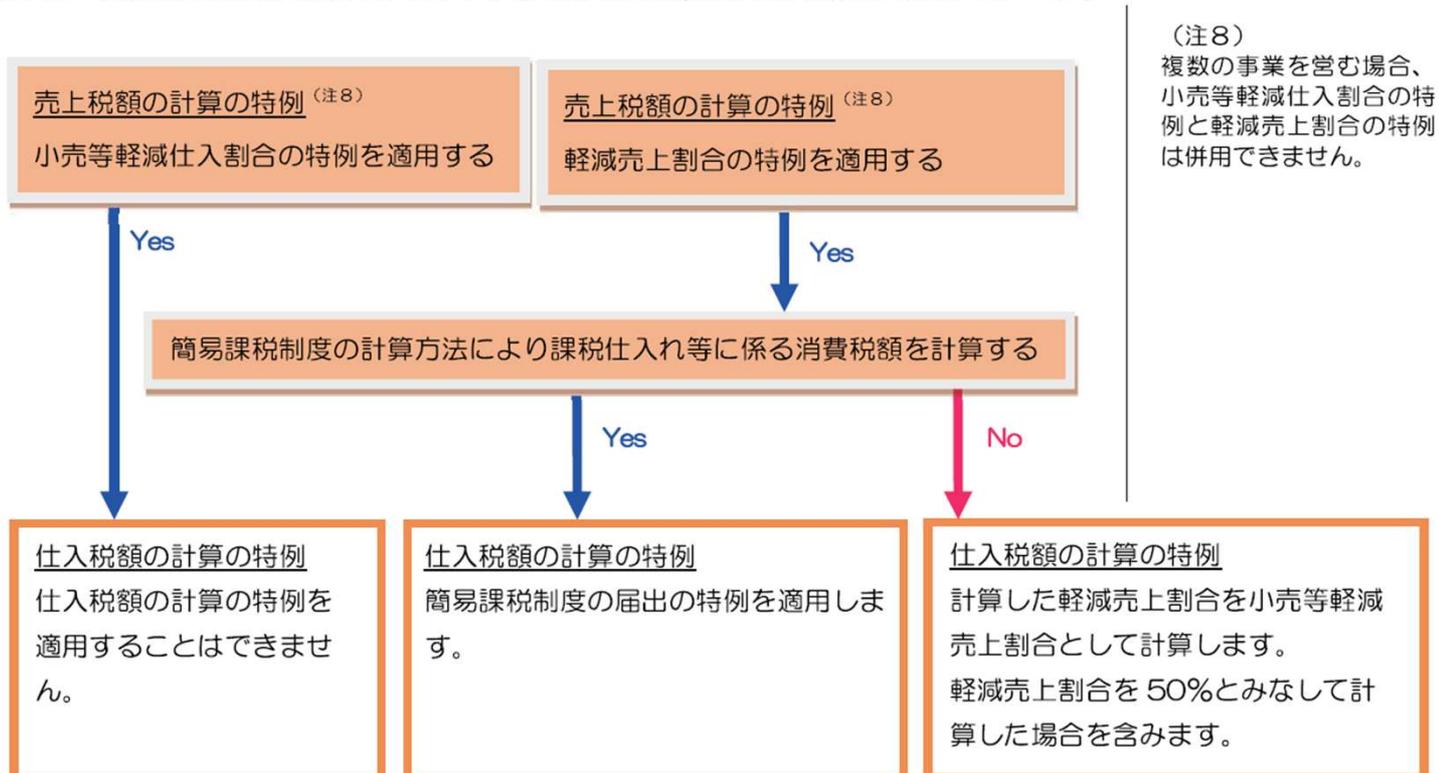
売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例

- 2) 卸売業または小売業を営む中小事業者

次の①から③のいずれかを選択して適用することができます。

	売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
①	軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例
②	軽減売上割合の特例	小売等軽減売上割合の特例 → 算出した軽減売上割合を小売等軽減売上割合として計算
③	軽減売上割合を50%とみなして計算	小売等軽減売上割合の特例 → 小売等軽減売上割合を50%として計算

【参考：卸売業又は小売業を営む中小事業者の税額計算の特例の併用パターン】



2. 軽減税率制度の概要

■ 軽減税率対策補助金制度

出典:《参考資料》2-②-P.59 抜粋

- 軽減税率対策補助金(中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金)とは
軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。
- 軽減税率対策補助金の申請受付期限
軽減税率対策補助金の申請受付期限は、2019年12月16日まで。
ただし、複数税率対応レジおよび受発注システムの導入または改修を終え、支払いを完了する期限は2019年9月30日となっています。
なお、B-1型(受発注システムの改修)については、2019年6月28日までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、2019年9月30日までに、受発注システムの改修・入替を完了(支払いの完了を含む)してください。そして、すべての支払いが完了した後、2019年12月16日までに事業完了報告書を提出してください。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のホームページをご覧ください。

また、軽減税率対策補助金のご相談については、

専用ダイヤル

0570-081-222

【受付時間 9:00～17:00(土日祝除く)】

をご利用ください。

軽減税率対策補助金事務局トップページ (<http://kzt-hojo.jp/>)

軽減税率対策補助金
中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

レジメーカー・販売代理店・ベンダーの皆様へのページはこちら

軽減税率対策補助金事務局 申請窓口
申請者専用ダイヤル
お問い合わせ
0570-081-222
9:00～17:00(土・日・祝除く)

軽減税率対策補助金とは | 複数税率対応レジの導入等支援 | 受発注システムの改修等支援 | よくあるご質問

軽減税率対策補助金

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる
中小企業・小規模事業者等の方々が、
複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、
その経費の一部を補助する制度です。

軽減税率対策補助金とは →

3. 軽減税率対応ポイント

3-1. 日々の業務で対応が必要となることは

仕 入 れ（ 経 費 ）

- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、請求書等に軽減税率対象品目である旨や税率の異なるごとに合計した税込金額の記載がなければ、仕入先に確認して追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

軽減税率の対象となる商品の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売 上 げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、請求書等に軽減税率対象品目である旨や税率の異なるごとに合計した税込金額を記載し、交付する。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者も課税事業者と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申 告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

● 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小企業等の方には支援措置があります。(P59)



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



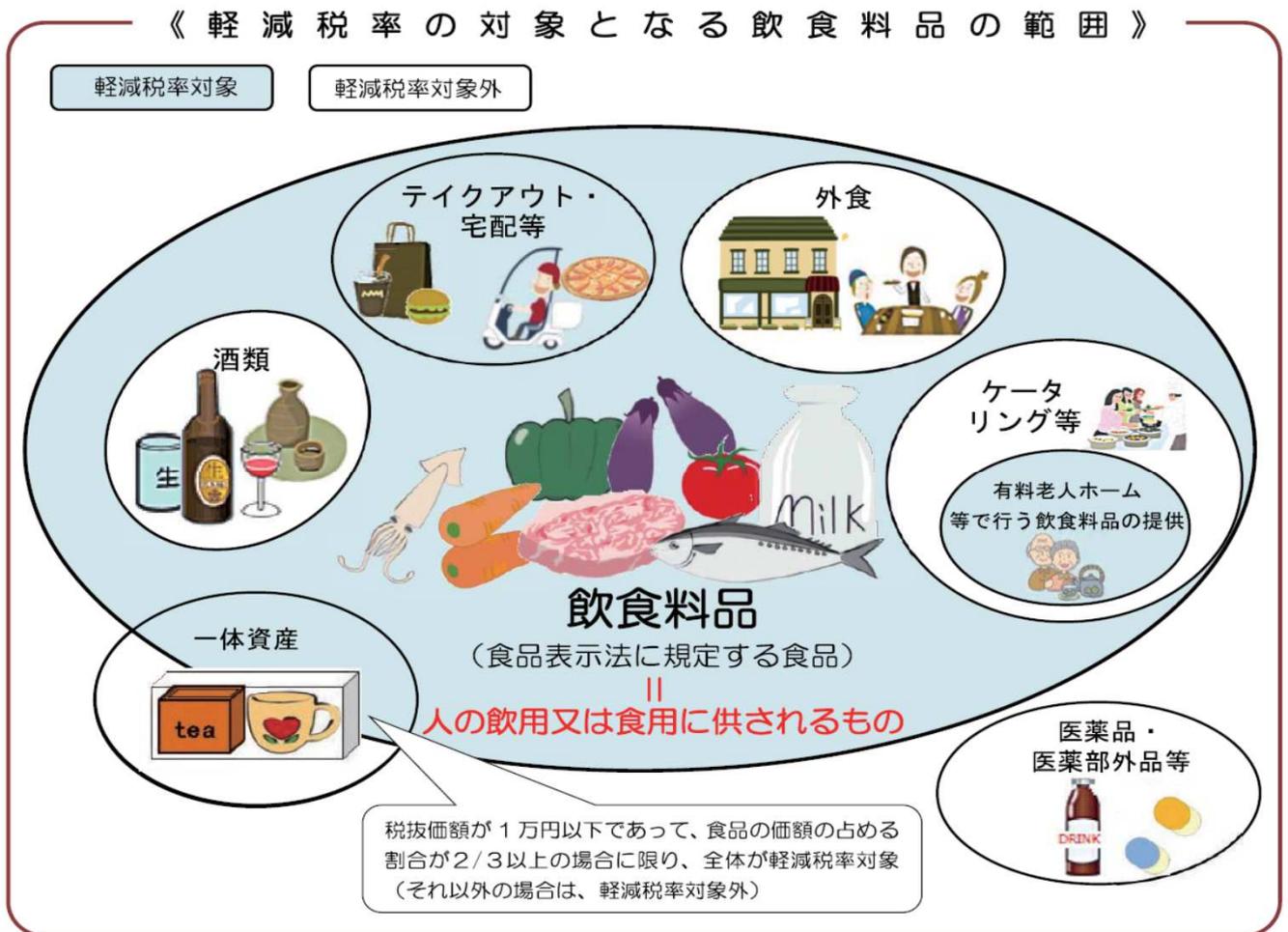
- 必要な事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー〇〇	
領収書	
11/2	
牛肉 8%	5,400円
割り箸	2,200円
合計	7,600円
8%対象	5,400円
(10%対象)	2,200円
お預り	8,000円
お釣	400円

出典:《参考資料》2-②-P.5抜粋

3. 軽減税率対応ポイント

3-2. 軽減税率の対象品目



もっと詳しく

■ 栄養ドリンクの適用税率は…？

いわゆる栄養ドリンクのうち、「医薬品」や「医薬部外品」に該当するものの販売は、軽減税率の対象となりませんが、「医薬品」や「医薬部外品」に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。

参 考

食品表示法（平成25年法律第70号）

第2条第1項

この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第4条第2項に規定する添加物（第4条第1項第1号及び第11条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

出典:《参考資料》2-②-P.9,10抜粋

3. 軽減税率対応ポイント

3-3. 適用税率の判定

適用税率の判定は、「事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。」に準拠する必要があります。

よって、卸売業者における仕入時は製造業者が判定し、売上時は卸売業者が判定します。

上記を踏まえ、適用税率は飲食料品を譲渡する時点で、**譲渡事業者である製造業が決定**します。

その税率を卸売業各社が管理している商品マスタや税率に関連するマスタなどに保持し、索引して、小売業への譲渡時に税率を判定します。

したがって、**卸売業は、製造業決定の税率を引き継ぎ**、小売業との取引に際し、製造業が判定した税率を用いることとなります。

適用税率の判定時期

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を販売する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

- 例）・清掃用として販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は**標準税率**
- ・食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は**軽減税率**

出典:《参考資料》2-②-P.9抜粋

（適用税率の判定時期）

問 11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

【答】

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

- ① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。
- ② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

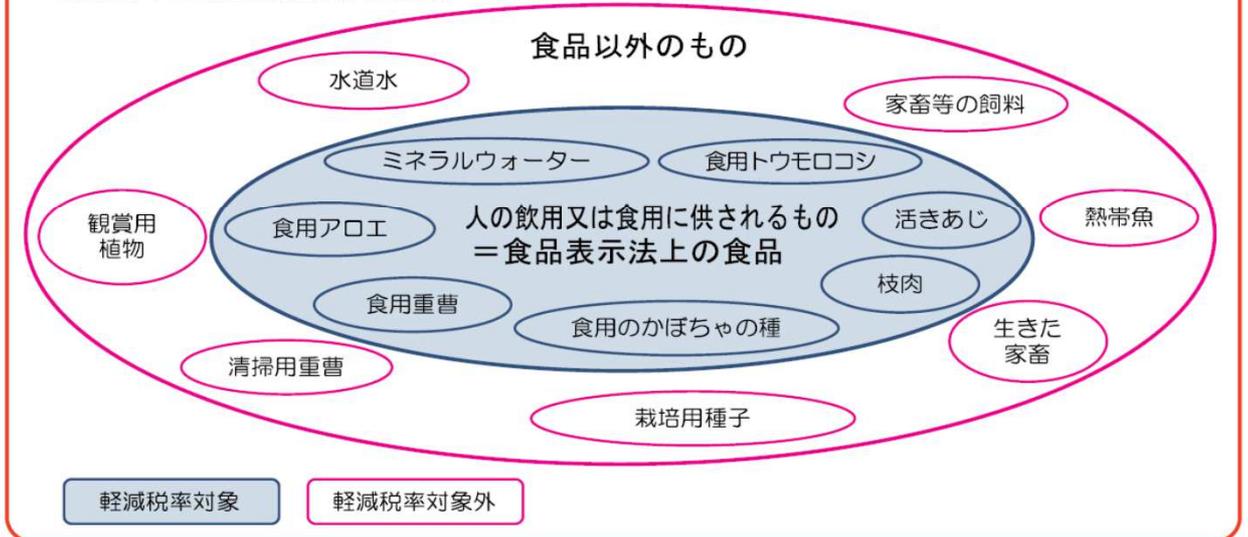
出典:《参考資料》2-③-P.11抜粋

3. 軽減税率対応ポイント

(1) 判定イメージ

《取引時の用途による適用税率の判定イメージ》

人の飲用又は食用以外の用途に供するもの（食品表示法上の「食品」以外のもの）として取引される場合には、たとえ飲食が可能なものであっても、「飲食料品の譲渡」には該当せず、軽減税率の対象とはなりません。



出典:《参考資料》2-②-P.10抜粋

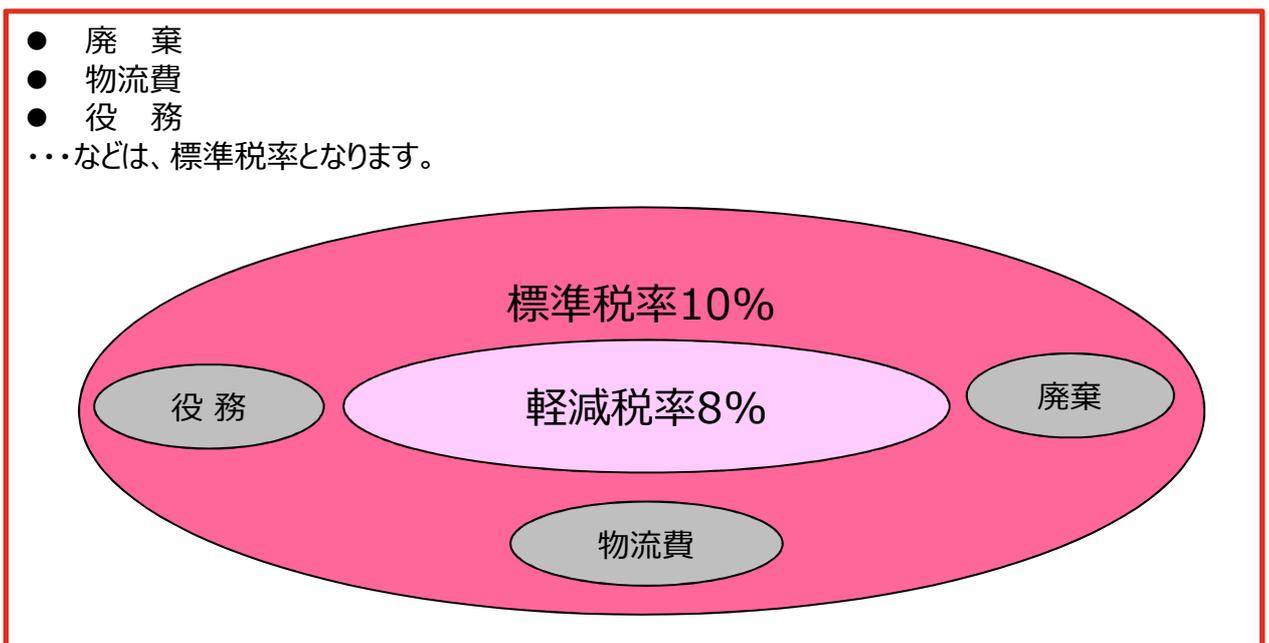
(2) 商品のみで税率判定できないケース

軽減税率は「人の飲用、食用に供するもの」である商品に適用されますが、商品マスタより税率を索引するだけでは正しい税率を判定できない場合があります。

例えば、消費期限に達し、「人の飲用、食用に供さない状態になった」場合、その商品を廃棄するための手数料は「標準税率」となります。

▼ 軽減税率対象外

- 廃棄
- 物流費
- 役務
- …などは、標準税率となります。

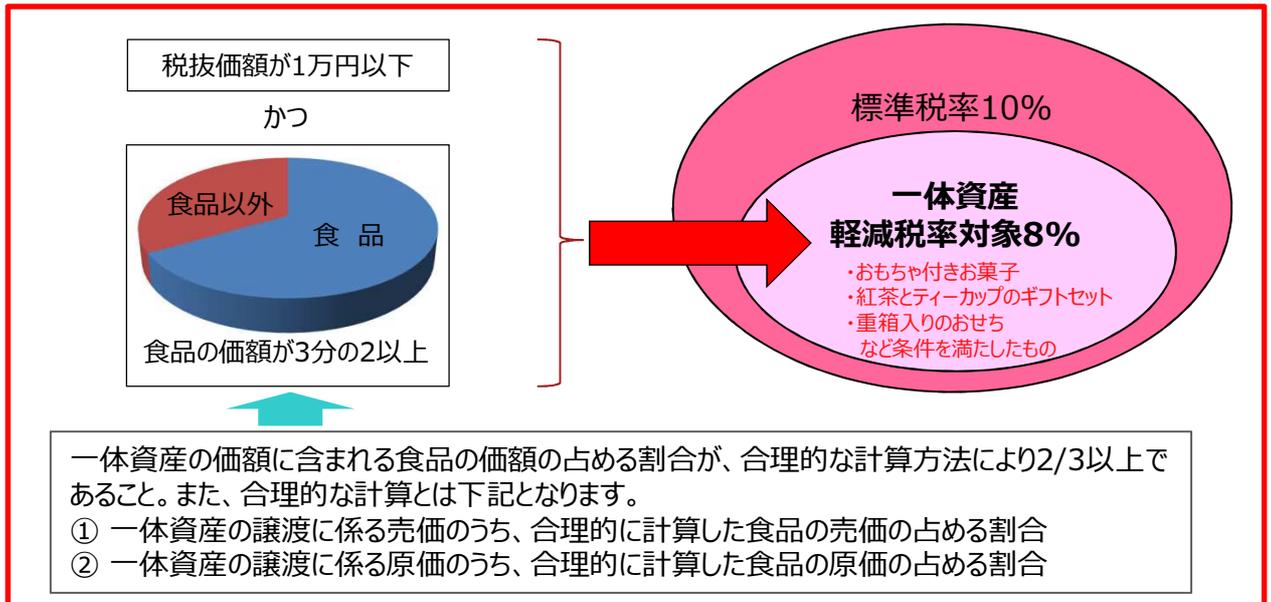


3. 軽減税率対応ポイント

(3) 一体資産の税率判定

本来卸売業は、製造業決定の税率を引き継ぎ、小売業との取引に際し、製造業が判定した税率を用いることとなりますが、一体資産(ギフトセット、玩具菓子等)では、製造業から軽減税率で仕入れたとしても、卸売業が販売する時点の対価の額が1万円を超える場合、その税率は、「標準税率」となります。

▼ 軽減税率対象



(4) 軽減税率対象商品の汚破損時の税率について

[平成29年4月1日現在法令等]

心身又は資産に対して加えられた損害の発生に伴って受ける損害賠償金については、通常は資産の譲渡等の対価に当たりません。

ただし、その損害賠償金が資産の譲渡等の対価に当たるかどうかは、その名称によって判定するのではなく、その実質によって判定すべきものとされています。

例えば、次のような損害賠償金は、

その実質からみて資産の譲渡又は貸付けの対価に当たり、課税の対象となります。

1. 損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に対して引き渡される場合において、その資産がそのまま又は軽微な修理を加えることによって使用することができるときにその資産の所有者が収受する損害賠償金
2. 特許権や商標権などの無体財産権の侵害を受けた場合に権利者が収受する損害賠償金
3. 事務所の明渡しが遅れた場合に賃貸人が収受する損害賠償金

(消基通5-2-5)

国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、税についての相談窓口をご覧ください。

- 破損した商品が使用可能で物流業者に引き取ってもらえる場合
⇒ 課税売上として処理します。
- 破損した商品が使用不可で物流業者から弁償金を貰う場合
⇒ 不課税取引として処理します。

3. 軽減税率対応ポイント

3-4. 区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式

(1) 区分記載請求書等保存方式

請求書等	<ul style="list-style-type: none"> ● 売手が発行する請求書の記載事項以下を加えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額(税込) ● なお、現行どおり、売手には区分請求書の交付義務・写しの保存義務は課されません。 ● 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件となります。
納付税額計算	現行どおり 、適用税率ごとの取引総額からの「 割戻し計算 」を維持します。

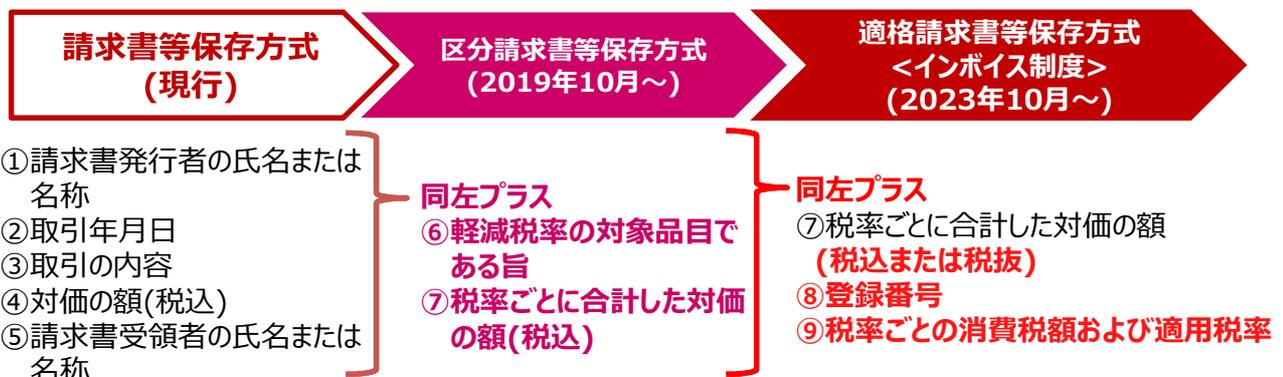
(2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

請求書等	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録を受けた課税事業者(売手)に対して、事業者から求められた場合の適格請求書の交付・交付した適格請求書の写しの保存を義務付けます。 ● 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件となります。
納付税額計算	<p>売上・仕入税額計算は、「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と適用税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」のいずれかの方法となります。</p> <p>ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」にします(端数処理による益税を防止)</p>

仕入(購買)側の課税事業者(消費税の納税義務がある事業者が対象、免除されている小規模事業者を除く)は、原則として売上(販売)側の課税事業者が発行する「適格請求書等(インボイス)」の保存がある仕入れのみを控除することができる方式です。

また、「適格請求書等(インボイス)」の発行に当たっては、適格請求書発行事業者登録申請が必須となりますので、手続きの面でも注意が必要です。なお、免税事業者は適格請求書発行事業者になることができず、偽りの交付行為に対しては罰則が設けられています。

(3) 記載事項



参 考

適格請求書等保存方式を見据えたシステム改修

適格請求書等の発行に対応したシステムに改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能です。(区分記載請求書等として、必要な事項は満たされていることとなる)

3. 軽減税率対応ポイント

(4) 適格請求書等保存方式の書式

インボイスの書式は、イコール請求書とは限らず、
その呼称と関係なく「法律の定める要件を満たすもの」となります。
 ※インボイスは保存義務があります(請求書は、売り手が請求書控を保存、買い手が請求書を保存します)



- ① 請求書のみで要件を満たす場合
- ② 納品書と請求書を合わせて要件を満たす場合
- ③ 納品書のみで要件を満たす場合
- ④ 支払案内書のみで要件を満たす場合

例1. 請求書のみで要件を満たす場合

インボイス要件を全て請求書に記載(請求書の商品明細に標準と軽減税率を分けて記載)

東京商事 御中		納品書		日食協食品(株) 納品日:2019年10月1日 伝票番号 1000	
商品名	数量(CS)				
冷凍食品A	2				
冷凍食品B	1				
ビールA	1				

商品名	数量(CS)				
冷凍食品B	4				

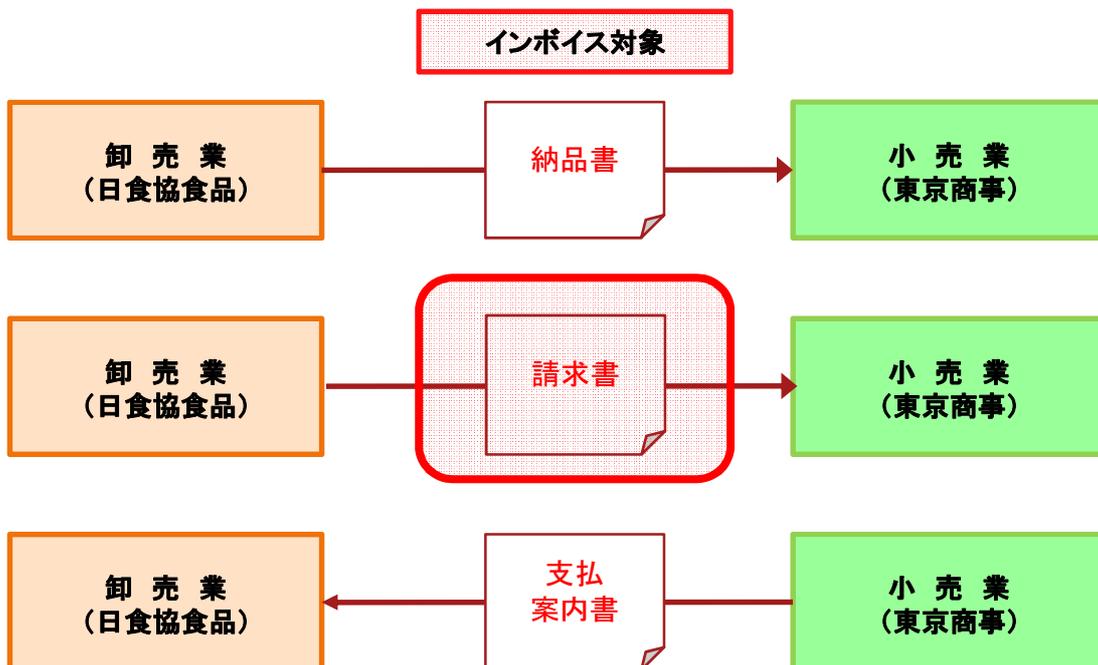
東京商事 御中		請求書		日食協食品(株) 登録番号:T1234567890123 ご請求日:2019年11月1日	
● 10月分ご請求(2019年10月1日~31日)		標準税率対象商品代金	6,620 円	消費税(10%)	662 円
《内訳》		軽減税率対象商品代金	43,970 円	消費税(8%)	3,518 円
		ご請求金額	54,770 円	(内消費税)	4,180 円

納品日	伝票番号	商品名	単価	数量(CS)	税率(%)	金額(税抜)
2019/10/1	1000	冷凍食品A	7,560	2	8	15,120
		冷凍食品B	5,770	1	8	5,770
		ビールA	6,620	1	10	6,620
2019/10/5	2000	冷凍食品B	5,770	4	8	23,080

税率ごとに端数処理
1回(取引金額を税率ごとに合計し、消費税額を計算)

	インボイス		保存義務
納品書	×	×	×
請求書	○	○	○

■ インボイスの対象となる帳票類のイメージ図



3. 軽減税率対応ポイント

例2. 納品書と請求書を合わせて要件を満たす場合（その1）

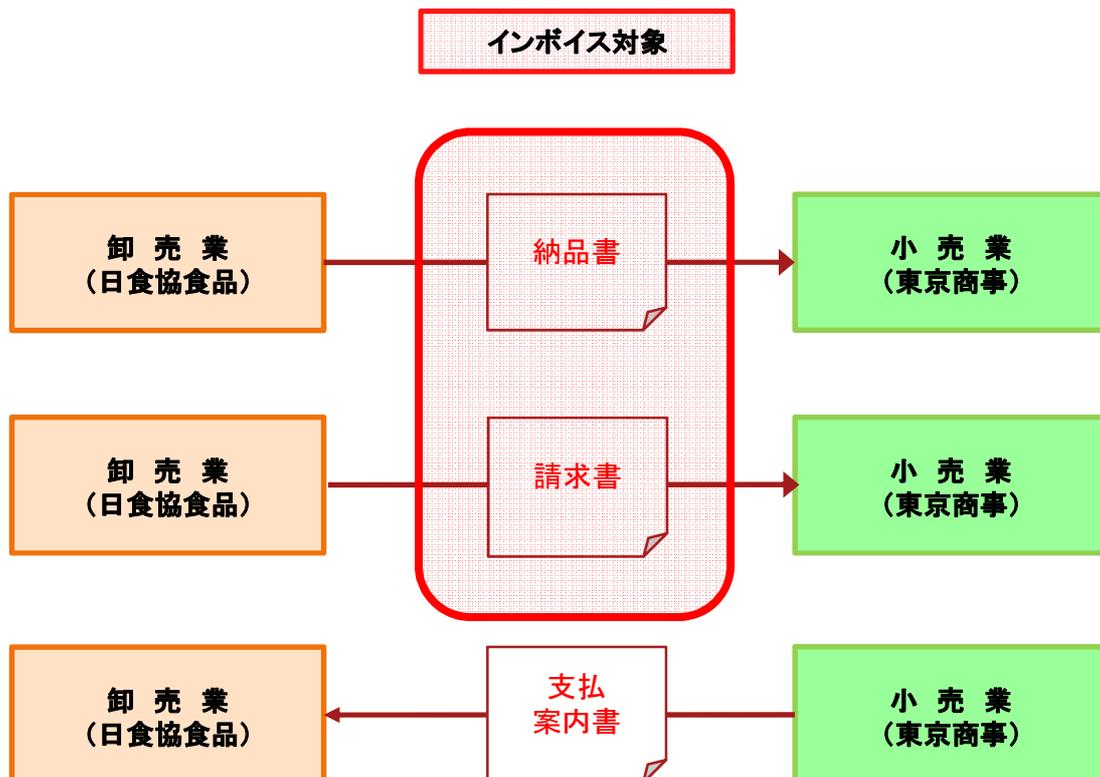
納品伝票ごとに消費税計算、端数処理を実施し、請求書の消費税は積上げ。

納品書						日食協食品(株) 納品日:2019年10月1日 伝票番号 1000	
商品名	単価	数量(CS)	税区分	軽減対象	金額		
冷凍食品A	7,560	2	外税	*	15,120	明細に対象区分を追加	
冷凍食品B	5,770	1	外税	*	5,770		
ビールA	6,620	1	外税		6,620		
* :軽減税率対象品目					合計(税込)	29,843円	納品書ごと、税率ごとに端数処理1回
					内消費税	2,333円	
					(10%課税対象額(税抜) 6,620円 消費税 662円) (8%課税対象額(税抜) 20,890円 消費税1,671円)		

納品書						日食協食品(株) 納品日:2019年10月5日 伝票番号 2000	
商品名	単価	数量(CS)	税区分	軽減対象	金額		
冷凍食品B	5,770	4	外税	*	23,080	納品書ごと、税率ごとに端数処理1回	
* :軽減税率対象品目					合計(税込)		24,926円
					内消費税		1,846円
					(8%課税対象額(税抜) 23,080円 消費税1,846円)		

請求書				日食協食品(株) 登録番号:T1234567890123 ご請求日:2019年11月1日
● 10月分ご請求(2019年10月1日~31日)				
標準税率対象商品代金	6,620 円	消費税(10%)	662 円	納品書の消費税額の積上げ
軽減税率対象商品代金	43,970 円	消費税(8%)	3,517 円	
ご請求金額	54,769 円	(内消費税)	4,179 円	
納品日	伝票番号	適用税率	金額(税抜)	内訳は伝票番号を記載 (金額記載は任意)
2019/10/1	1000	8%	20,890	
		10%	6,620	
2019/10/5	2000	8%	23,080	

■ インボイスの対象となる帳票類のイメージ図



3. 軽減税率対応ポイント

例2. 納品書と請求書を合わせて要件を満たす場合(その2)

請求段階で税率ごとの合計金額(税抜)に消費税計算、端数処理を実施。
(その1)と比較して、端数処理のタイミングの違いから消費税額が+1円。

納品書						日食協食品(株) 納品日:2019年10月1日 伝票番号 1000
商品名	単価	数量(CS)	税区分	軽減対象	金額	
冷凍食品A	7,560	2	外税	*	15,120	
冷凍食品B	5,770	1	外税	*	5,770	
ビールA	6,620	1	外税		6,620	
*:軽減税率対象品目					合計金額(税抜)	27,510円

納品書						日食協食品(株) 納品日:2019年10月5日 伝票番号 2000
商品名	単価	数量(CS)	税区分	軽減対象	金額	
冷凍食品B	5,770	4	外税	*	23,080	
*:軽減税率対象品目					合計金額(税抜)	23,080円

請求書				日食協食品(株) 登録番号:T1234567890123 ご請求日:2019年11月1日
● 10月分ご請求(2019年10月1日~31日)				
標準税率対象商品代金	6,620	円	消費税(10%)	662
軽減税率対象商品代金	43,970	円	消費税(8%)	3,518
ご請求金額	54,770	円	(内消費税)	4,180

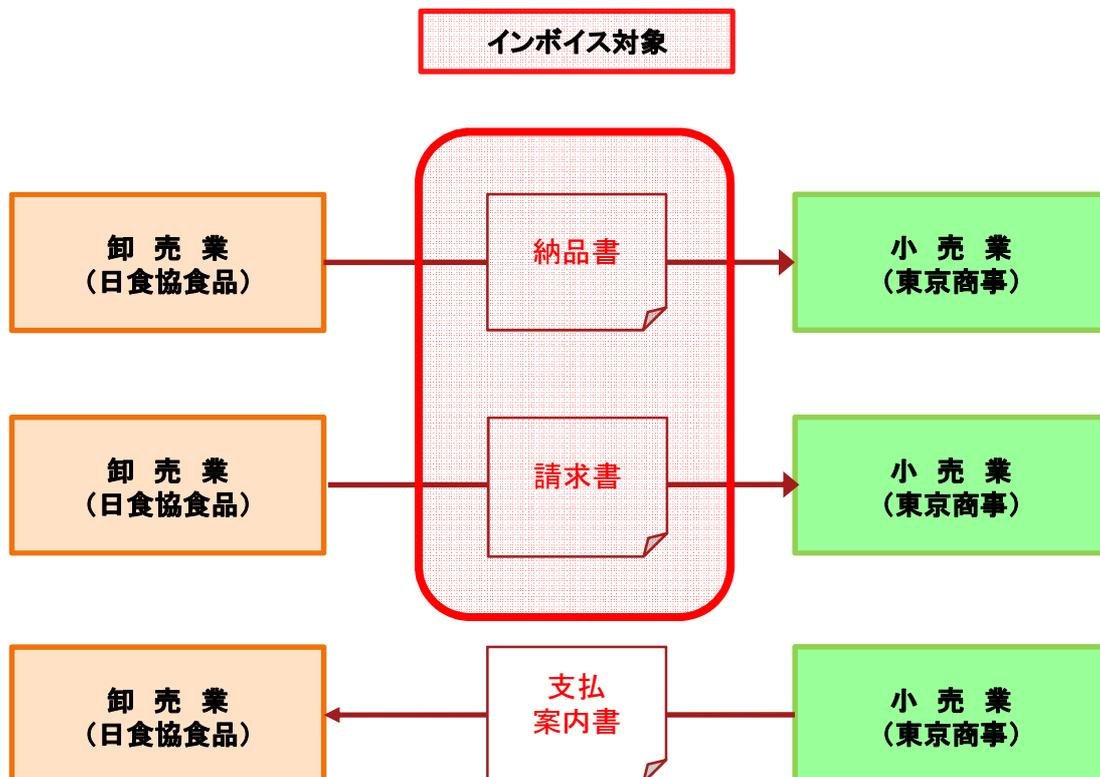
納品日	伝票番号	適用税率	金額(税抜)
2019/10/1	1000	8%	20,890
		10%	6,620
2019/10/5	2000	8%	23,080

税率ごとに端数処理1回
(各明細の取引金額を税率ごとに合計し、請求書において消費税額を計算)

納品書	請求書
-----	-----

→ 一体として

■ インボイスの対象となる帳票類のイメージ図



3. 軽減税率対応ポイント

例3. 納品書のみで要件を満たす場合（現金取引等）

- インボイス要件を全て納品書に記載。（納品明細に軽減税率対象判別を記載）
- 請求書の消費税額を納品書の積上げ。（積上げにしないと入金時に差異になる可能性あり）

東京商事 御中

商品名	単価	数量(CS)	税区分	軽減対象	金額
冷凍食品A	7,560	2	外税	*	15,120
冷凍食品B	5,770	1	外税	*	5,770
ビールA	6,620	1	外税		6,620

*:軽減税率対象品目

合計(税込) 29,843円
内消費税 2,333円
(10%課税対象額(税抜) 6,620円 消費税 662円)
(8%課税対象額(税抜) 20,890円 消費税1,671円)

日食協食品(株)
登録番号:T1234567890123
納品日:2019年10月1日
伝票番号 1000

商品名	単価	数量(CS)	税区分	軽減対象	金額
冷凍食品B	5,770	4	外税	*	23,080

*:軽減税率対象品目

合計(税込) 24,926円
内消費税 1,846円
(8%課税対象額(税抜) 23,080円 消費税1,846円)

東京商事 御中

日食協食品(株)
ご請求日:2019年11月1日

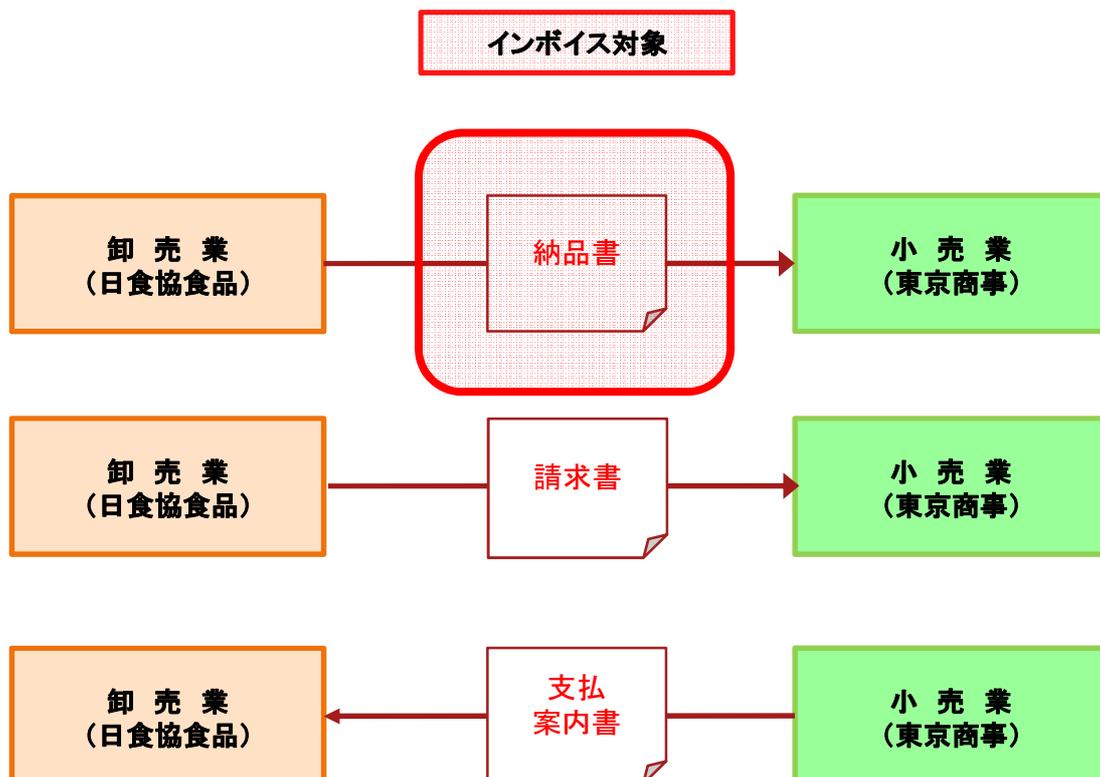
● 10月分ご請求(2019年10月1日~31日)

標準税率対象商品代金	6,620 円	消費税(10%)	662 円
軽減税率対象商品代金	43,970 円	消費税(8%)	3,517 円
ご請求金額	54,769 円	(内消費税)	4,179 円

《内訳》

インボイス	保存義務
○	○
×	×

■ インボイスの対象となる帳票類のイメージ図



3. 軽減税率対応ポイント

例4. 支払案内書のみで要件を満たす場合（請求レス）

- インボイス要件を全て支払案内書に記載(支払案内書の明細に標準と軽減税率を分けて記載)
- 売り手に内容確認。

東京商事 御中 納品書 日食協食品(株)
納品日:2019年10月1日 伝票番号 1000

商品名	数量(CS)
冷凍食品A	2
冷凍食品B	1
ビールA	1

日食協食品(株)
納品日:2019年10月5日 伝票番号 2000

商品名	数量(CS)
冷凍食品B	4

	インボイス	保存義務
納品書	×	×
支払案内	○	○

日食協食品(株) 御中 登録番号:T1234567890123 支払案内書 東京商事
お支払日:2019年11月1日

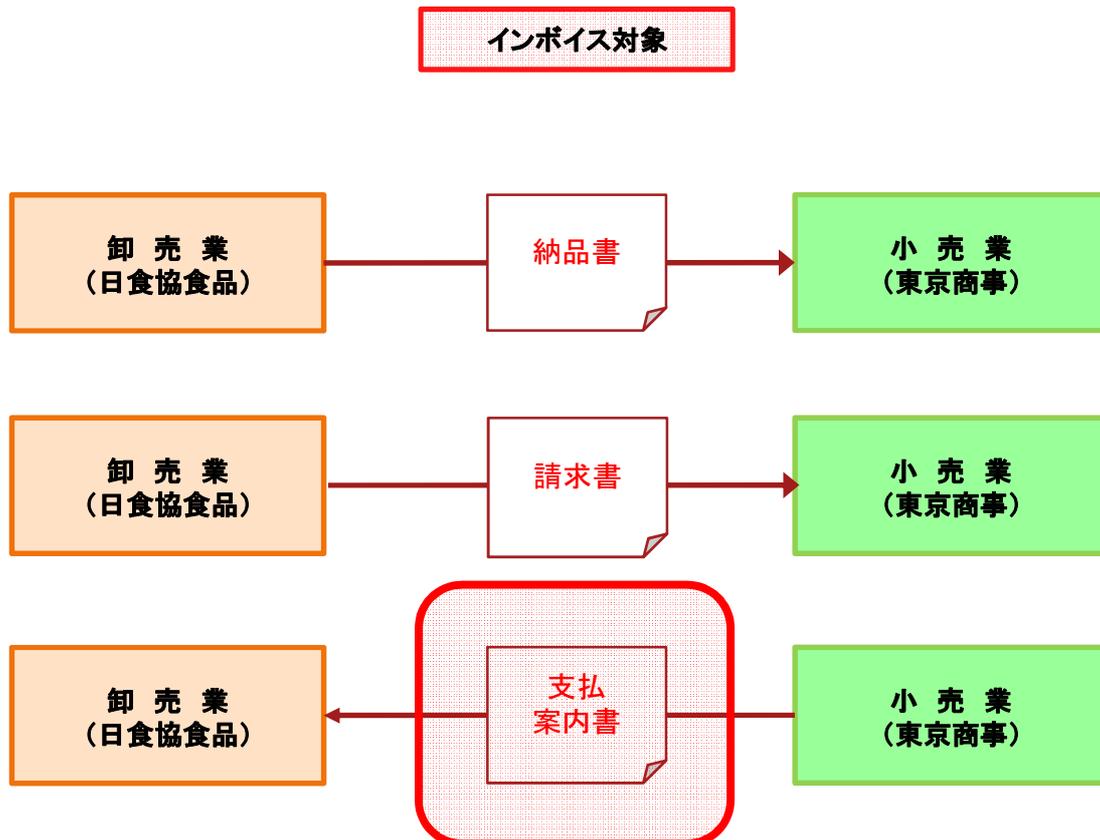
● 10月分お支払(2019年10月1日~31日)
● 支払案内書の内容に訂正・誤り等がありましたら、30日以内にご連絡ください。

納品日	伝票番号	商品名	単価	数量(CS)	税率(%)	金額(税抜)
2019/10/1	1000	冷凍食品A	7,560	2	8	15,120
		冷凍食品B	5,770	1	8	5,770
		ビールA	6,620	1	10	6,620
2019/10/5	2000	冷凍食品B	5,770	4	8	23,080

売り手への
内容確認

税率ごとに端数処理1回
(取引金額を税率ごとに
合計し、消費税額を計算)

■ インボイスの対象となる帳票類のイメージ図



3. 軽減税率対応ポイント

(5) 電子インボイス

- 請求等のデータに対して、電子インボイス要件を満たす必要があります。
 - 仕入税額控除の適用を受けるために、買い手は提供を受けたデータを「電子帳簿保存法」に規定する保存方法に準じて保存する必要があります（税務署長の承認は不要）
ただし、提供を受けたデータを書面により保存する場合には、電子帳簿保存法に規定する保存方法に準じた保存は不要です。
- ※ 正当な理由のない訂正を防止するため、タイムスタンプを付すなどの一定処置が必要です。
※ 提供側（売り手）の保存方法も同様です。

「電子帳簿保存法」における保存要件 以下③～⑤の要件を満たす必要があります。

- ①訂正・削除履歴の確保(帳簿)
- ②相互関連性の確保(帳簿)
- ③関係書類等の備付け
- ④見読可能性の確保
- ⑤検索機能の確保(登録番号による検索が必須になる可能性がある)

※ 小売業は、仕入税額控除の要件として、卸売業からの請求データを保存する義務があり、同時に「電子帳簿保存法」に準じた保存が必要です。
(卸売業も製造業からの請求データ保存なども同様です)

《 請求書等の範囲 》

適格請求書等保存方式の下、「適格請求書」又は「適格簡易請求書」以外のものであっても、次のような書類等の保存で請求書等の保存要件を満たします。

- 適格請求書に代えて提供される電磁的記録



出典:《参考資料》2-②-P.53抜粋

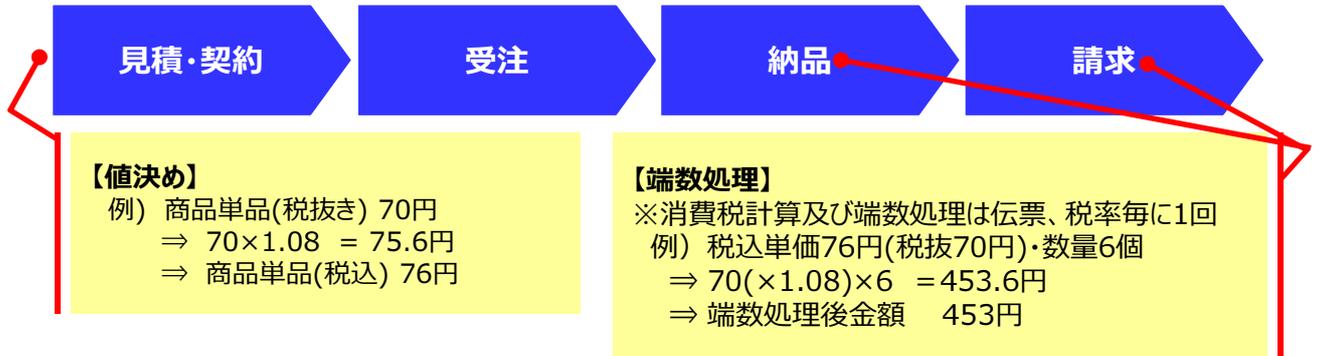
(6) その他

- 「請求書鑑」として、前回締めまでの請求残高、今回締め分までの入金額などに対する税額表記は不要です。(今回の請求金額のみでよい)
- 請求書、納品書等の明細において、標準・軽減税率を識別するために、軽減税率対象商品に記号等(「※」、「*」等)を表記しますが、逆に標準税率に対して記号表記してもよいが、必ず軽減税率対象品目に対し、記号なしである旨を表記する必要があります。
(注釈例)・軽減税率対象商品：「*印は軽減税率対象(8%)適用商品」
・軽減税率対象商品：「無印(*なし)は軽減税率対象(8%)適用商品」
- 電子インボイスなどに必要となる要件項目を全て保存しなくとも、データ内に関連するコードなどと紐づく形式で、別保存(マスタなど)が認められています。ただしその場合、マスタ変更などの履歴データ(その時点のマスタなど)と一緒に保存(7年間)する必要があります。
また、請求書など(紙、データ)に記載する登録番号の代わりに自社コードやGLNコードを記載し、マスタなどで保持して関連付けがされ、照会できる様にした場合も同様です。
- P.28,P.29記載例「納品書と請求書を合わせて要件を満たす場合」において、どちらか一方を(納品書または請求書)電子インボイスとして保存することは、インボイス記載要件および相互保管が担保されていれば、認められます。
- 請求書等への税率記載
仮に軽減税率8%対象商品がない場合、「8%対象 0円」との記載は省略できます。
またその場合、標準税率10%対象商品のみ的一段記載とします。

3. 軽減税率対応ポイント

- 内税納価決定時の消費税計算(値決め)について
税率計算は、納品書単位または請求書単位で税率ごとに端数処理は1回のみとされています。
見積や契約時に、商品単品の値段を税抜きから税込にする場合にも、実際は、端数処理をすることになりますが、それは、「値決め」であって、法で言う「端数処理」には該当しません。

《商品取引の流れ》



- 旧税率が混在する請求書交付への対応
 - 「2. 軽減税率制度の概要 (2)消費税率等の税率」の通り、消費税納税上、現行の税率8%と軽減税率8%を判別できるようにする必要があります。
消費税率と地方税率が現行と施行後違うためです。
(現行:消費税率6.3%、地方消費税率1.7% → 施行後(軽減税率):消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)

3. 軽減税率対応ポイント

3-5. 納付税額計算

(1) 消費税率

区分	適用時期	現 行	2019年10月1日(軽減税率制度実施)	
			軽減税率	標準税率
消費税率		6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率		1.7%(消費税額の17/63)	1.76%(消費税額の22/78)	2.2%(消費税額の22/78)
合 計		8.0%	8.0%	10.0%

(2) 納付税額

消費税等の納付税額は、次の算式により計算します。

●消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \text{課税仕入等に係る消費税額}$$

●地方税額の計算

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額} \times \frac{22}{78}$$

●納付税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

(3) 課税売上に係る消費税

課税売上に係る消費税額は、次の計算式のとおり、軽減税率分と標準税率分ごとに区分した課税標準額にそれぞれの税率を掛けて計算したものを合計して算出します。

	課税標準額	税率
① 軽減税率分の課税売上に係る消費税額	軽減税率の対象となる課税売上の合計額(税込)	$\frac{100}{108} \times \frac{6.24}{100}$
② 標準税率分の課税売上に係る消費税額	標準税率の対象となる課税売上の合計額(税込)	$\frac{100}{110} \times \frac{7.8}{100}$
課税売上に係る消費税額	① + ②	

(4) 課税仕入に係る消費税

課税仕入等に係る消費税額は、一般課税の事業者と簡易課税制度を適用する事業者では、計算方法が異なります。ここでは、一般課税事業者の計算方法を提示します。

$$\text{課税仕入等に係る消費税額} = \text{国内における課税仕入に係る消費税} + \text{外国貨物の引き取りに係る消費税}$$

$$\text{課税仕入の合計額(税込)} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

※税率の異なるごとに区分した消費税額を計算し、それらを合計します

保稅地域から引き取った外国貨物に課された、または課されるべき消費税額。
※飲食料品には、軽減税率が適用されます。

3. 軽減税率対応ポイント

(5) 2023年10月1日以降の税額計算

以下、選択できるようになります。

- ① 「積上げ計算」：「適格請求書」等に記載のある消費税を積上げて計算する。
- ② 「割戻し計算」：適用税率ごとに取引総額から割戻して計算する。

※具体的には、必要に応じて国税庁へ確認願います。

(注意)

- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合は、仕入税額も「積上げ計算」にて計算します。(割戻し計算不可)
※端数処理による益税防止のためです。
- 適格請求書における消費税計算を表すものではありません。

		売上	
		積上げ計算	割戻し計算
仕入	積上げ計算	○	○
	割戻し計算	×	○

各企業は、益税が発生しないように、会計処理を実施する必要があります。



売上税額	仕入税額
【割戻し計算】(原則) 課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額にそれぞれ税率を掛けて計算する。 この方法を採用する場合、課税仕入れに対する消費税額は積上げ計算(原則)、割戻し計算(特例)のいずれかを選択することができる。	【積上げ計算】(原則) 課税仕入れに係る消費税額は、原則として適格請求書又は適格簡易請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する。 【割戻し計算】(特例) 課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分した金額の合計額にそれぞれの税率に基づき割戻し、課税仕入れに係る消費税額を計算することもできる。
【積上げ計算】(特例) 相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合(適格請求書の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む。)には、これらの書類に記載した消費税額等を積み上げて課税標準額に対する消費税額を計算することができる。 	【積上げ計算】(原則) 課税仕入れに係る消費税額は、原則として適格請求書又は適格簡易請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算する。 課税標準額に対する消費税額の計算において「積上げ計算」を選択した場合、課税仕入れに係る消費税額の計算では「割戻し計算」を適用することはできない。

税務署長の登録を受けた事業者のみ交付可能 交付義務あり 写しの保存義務あり 売上税額の計算方法 以下の方法から選択 ① 割戻し計算 (10%対象) 88,000円 × 10/110 = 8,000円 (8%対象) 43,200円 × 8/108 = 3,200円 → 売上税額 : 8,000円 + 3,200円 = <u>11,200円</u> ② 積上げ計算 → 売上税額 : 8,000円 + 3,200円 = <u>11,200円</u>	売手  適格請求書等の交付 請求書 〇〇商事 〇〇 No.00XX 〇〇御中 平成XX年11月30日 11月分 131,200円(税込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>魚 ※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キャパバー</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000円</td> <td>消費税11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象 80,000円</td> <td>消費税 8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象 40,000円</td> <td>消費税 3,200円</td> </tr> </tbody> </table> ※軽減税率対象	日付	品名	金額	11/1	魚 ※	5,000円	11/1	牛肉 ※	10,000円	11/2	キャパバー	2,000円	⋮	⋮	⋮	合計	120,000円	消費税11,200円	10%対象 80,000円		消費税 8,000円	8%対象 40,000円		消費税 3,200円	買手 仕入税額の計算方法 積上げ計算 → 仕入税額 : 8,000円 + 3,200円 = <u>11,200円</u> ※ 売上税額を割戻し計算により計算する場合に限り、仕入税額を割戻し計算で計算することができます。 適格請求書の保存が必要
日付	品名	金額																								
11/1	魚 ※	5,000円																								
11/1	牛肉 ※	10,000円																								
11/2	キャパバー	2,000円																								
⋮	⋮	⋮																								
合計	120,000円	消費税11,200円																								
10%対象 80,000円		消費税 8,000円																								
8%対象 40,000円		消費税 3,200円																								

3. 軽減税率対応ポイント

(6) 免税事業者等からの課税仕入に係わる経過措置

2023年10月1日からの「適格請求書等保存方式」導入後、免税事業者や消費者のほか、税務署長の登録を受けていない課税事業者からの課税仕入等に係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、帳簿および区分記載請求書など同一事項が記載された請求書などを保存している場合、以下のとおり、一定期間について仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

《 経過措置に係るスケジュール 》



出典:《参考資料》2-②-P.55抜粋

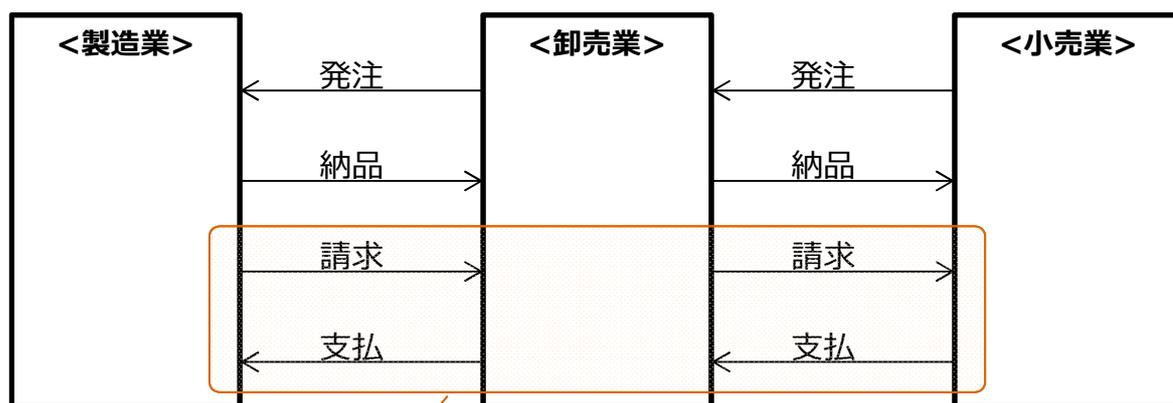
4. 対応ガイドライン

4-1. 業界としての基本方針

製・配・販三層が軽減税率及びインボイス対応をできる限り極小化し、かつ、企業間取引において益税が発生しない整合性の取れた対応を選択する方向とします。

- 受発注・物流等、日次業務運用への影響を極力及ぼさない対応とします。
- 証憑等の電子化により、交付・保存要件への対応が合理的である状態を継続できるようにします。
- 変更が必要な場合は、書式・データフォーマット等、製・配・販三層で標準に則り、運用できる対応を前提とします。
- 軽減税率制度対応へのシステム改修は二重投資を避けるため、2019年10月対応時にインボイス制度対応までを行うことを推奨します。

▼対応極小化イメージ



システム改修は、経理処理を中心に最小限に抑え、受発注・物流等への影響を極力及ぼさない対応を推奨します。

4. 対応ガイドライン

4-2. 適用税率の判定

売り手である製造業者が適用税率を判定し、卸売業者は、この税率を引き継ぎます。小売業者との取引に際しても（仕入れた商品をそのまま販売先へ流通させる場合、基本的には）製造業者が判定した税率を用います。

- 適用税率の判定は、「事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で、行うこととなります。」に準拠します。（3-3. 適用税率の判定参照）
- リポートにおける軽減税率対象となる取引とは「商品を特定できる売買取引（サービスを除く）」となることから、例えば、「価格補填」などで、販売商品（飲食料品:8%）と明確に紐づけることができる場合には、軽減税率として判定します。
- 商品のみで税率が決まらないケース（汚破損や役務など）に対しては、計上システムで売上計上口座との組みあわせなどで、税率判定できるように考慮する必要があります。（3-3.-(2)参照）

▼ 例. 売上計上時の商品税率×取引先口座種類による税率判定

商品M税率	取引先口座種類	決定税率	コメント
軽減税率	一般取引口座	8%	一般取引計上口座は商品マスタ税率をそのまま適用
	汚破損計上口座	0%	軽減税率対象商品であっても、汚破損口座（使用不可）に計上する場合は0%（不課税）を適用（3-3（4）参照）
標準税率	一般口座	10%	
	汚破損計上口座	0%	

※ 商品の売上実績(数量)とマスタ登録した条件の掛け合わせで「基本値引」などを計上しますが、条件区分の一つとして計算される小売業の施設利用料「センターフィー」などは、値引きではないため、標準税率の適用となります。

→ 「商品マスタ税率×条件区分等」により税率を判定する必要があります。

- 商品のみで税率が決まらないケースのもう一つは、「食品価格の占める割合が2/3以上の一体資産」であり、その場合、販売時の税抜価格が1万円以下であるかの税率判定を計上システムで判定できるように考慮する必要があります。（3-3.-(3)参照）

▼ 例. 売上計上時に「一体資産区分(食品価格2/3以上)」と「販売時税抜価格」で税率判定

一体資産区分 (食品価格2/3以上)	販売時 税抜価格	決定 税率	コメント
該当	1万円以下	8%	適用条件に当てはまるため、軽減税率
該当	1万円超	10%	該当一体資産でも、販売価格が1万円を超えるため標準税率
非該当	—	10%	適用条件に当てはまらないため、標準税率

4. 対応ガイドライン

▼ よくある疑問…

Q.1 条件の税率判定は？

仕入や販売条件などは、商品に紐づく税率にて条件計算することになりますが、役務の対価や施設利用料のような性格の条件は、商品に紐づいたとしても標準税率となります。

このため、条件の区分等を利用し、標準税率として計算できるように考慮する必要があります。

Q.2 販売先の販売形態による税率管理は？

あらかじめ販売先が飲食料品を調理し、店内のイートインコーナーで消費者へ提供する(この場合、外食にあたり、適用税率は軽減税率対象外(10%))ことが分っている販売先に対しても、製造業の税率をそのまま引き継ぎます(販売先の販売形態による税率管理はしません)

Q.3 それでも小売業から強い要望があったら？

小売業が軽減税率(8%)商品を調理後、店内飲食用等として、標準税率(10%)で販売するため10%で商品発注された場合、または、何の根拠もなく小売業から発注データの税率での処理を求められた場合は、法令順守の観点から、発注データに税率があっても適用しません。

4. 対応ガイドライン

4-3. マスタ整備・準備

- 各商品の税率情報を製造業者より入手します。
- 商品マスタに税率項目を設けます。
- 商品ごとに商品マスタに税率を登録します。

(1) 税率情報入手

- 受け渡しの容易さ、登録ミス防止の観点から業界共通データベースからの入手を推奨します。また、未加入製造業者に対して、加入要請願います。
- 業界共通データベースから入手できない場合。
製造業者より、商品規格書・見積書・商品登録書等で税率及び食品2/3一体資産に関する情報を入手し、卸売業は、適用税率などを自社商品マスタへ手入力にて登録します。
- 入手した商品の適用税率等は、製造業と協力し、速やかに小売業へ情報共有願います。

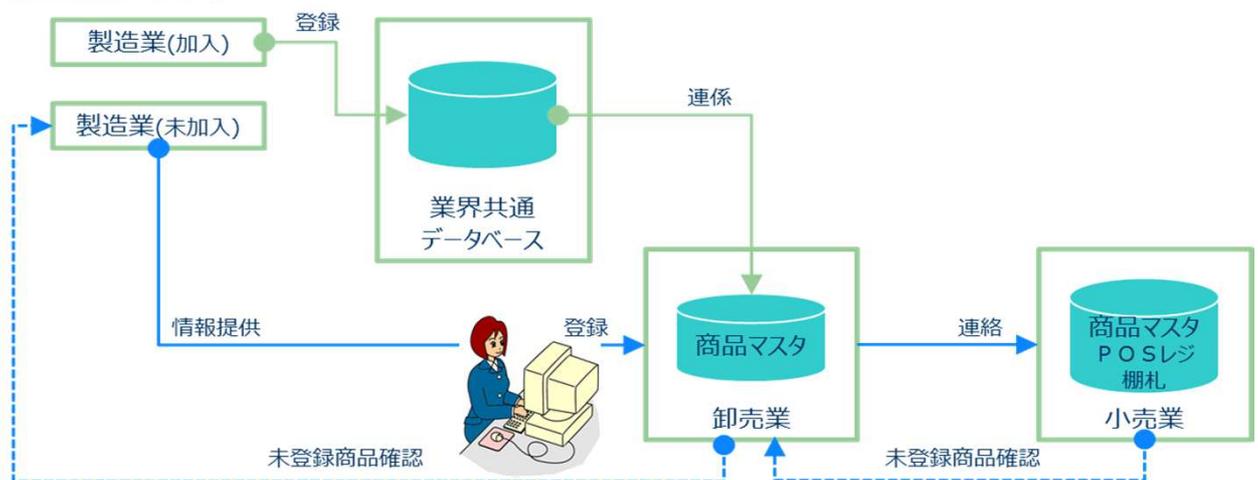
(2) マスタ

- 既存システムの商品マスタなどで、商品別税率管理をできるように準備します。
- 準備する税率項目は、標準税率・軽減税率を判別するための税率又は税率区分(例.1:標準、2:軽減)等を設け、商品ごとに標準税率・軽減税率を判別できるようにします。また、各社必要に応じて、「新税率」、「旧税率」、「新税率施行年月日」等を設けます。
- 一体資産「食品価格の占める割合が2/3以上」であるかどうかを判別できるように項目を準備します。

(3) 製・配・販とのマスタ連携

製・配・販三層のマスタ連携には、少なくとも6か月の期間が必要と想定しており、製造業には、既存品の登録(情報共有)を軽減税率制度導入6か月前までに完了頂くように依頼することとします。また、入手した商品の適用税率は、製造業と協力し、速やかに小売業とのマスタ連携に努めます。

【適用税率連携のフロー】



出典:《参考資料》3-P.94抜粋

4. 対応ガイドライン

4-5. システム改修の考え方

2019年10月の区分記載請求書等保存方式導入当初から適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応することを推奨します。

- 暫定処置である「区分記載請求書等保存方式」で求められている要件が比較的軽微な改修で「適格請求書等保存方式」に対応が可能であることから、二段階対応による二重のシステム投資を避け、当初から「適格請求書等保存方式」に対応することを推奨します。
※「区分記載請求書等保存方式」と「適格請求書等保存方式」の違いは「2. 軽減税率制度の概要」参照。
- ただし、現行請求書に表記する消費税額の計算が「商品明細ごと」の場合、2023年10月のインボイス制度施行時より、「**インボイスの税率ごとに課税対象額を合計し、消費税額計算及び端数処理1回**」との制約から計算方式を大きく変更する必要があるため、各社判断とします。



4-6. インボイス対応（对小売業）

(1) インボイス交付と保存方法の選択について

小売業の対応方針に相対で合わせることでありますが、要求が無い場合、卸売業は現行の請求書をインボイス対応し、小売業へ交付するパターンを依頼します。

インボイスの定義は、その呼称と関係なく「法律に定める要件を満たすもの」であればよいとされているので、月次処理以降の媒体（請求書または支払案内書）にて対応することを推奨します。

▼ 対応パターン例（詳細は3-4-(4)適格請求書等保存方式の書式参照）

パターン	内容
①請求書（商品明細）型	インボイス要件を全て請求書に記載し要件を満たす（商品明細、税率判別記載）
②請求書（伝票単位）+納品書の一体型	請求書と納品書を合わせてインボイス要件を満たす
③納品書	納品書のみでインボイス要件を満たす
④仕入側作成の支払案内書（商品明細）型	インボイス要件を全て支払案内書に記載し要件を満たす（商品明細、税率判別記載）

上記いずれも保存義務あり。

- 小売業へのインボイス交付は、買い手である課税事業者から求められた場合の義務ですが、原則要求された場合に備えて準備します。（写しの保存は交付に関わらず義務が生じます）
- 小売業へのインボイスパターンは多岐に渡ることが想定されるため、請求先ごとにどのインボイスパターンで交付・保存しているか判断できるようにしておくことを推奨します。（得意先マスタなどへの情報保持）

4. 対応ガイドライン

(2) インボイスの税率ごとの分離（税率ごとの請求書分離）

インボイスに複数税率が混在できるように対応します。

- 1 インボイス内に複数税率が混在するパターンを想定し対応します。
→ すべての取引に対応できる上、業務フローの変更がありません。
- インボイス（請求書）の書式は、各社にて選択します。

想定対応		検討結果
税率ごとに請求書(口座)を分けない ～ 請求書に複数税率が混在する		(+) どのような得意先要件にも対応できる (+) 現行の運用が踏襲できる (-) 違算が発生した場合、小売業から明細データが必要になる
税率ごとに請求書(口座)を分ける ～ 請求書に複数税率が混在しない		(+) 請求の差異が容易に判別できる (-) 口座の数に比例して、事務作業が増加する (-) EDI・EOSのデータ量が増加する

出典:《参考資料》3-P.91抜粋

- 小売業などでは、税率毎に発注を分ける方向で検討されているため、EOS受注以外に電話・FAX受注における手入力処理で伝票を分けるための改修を考慮する必要があります。
- 税率毎に請求書鑑を分けるように依頼する小売業も想定され、対応方法を検討・考慮する必要があります。

(3) インボイスのデータ保存（電子インボイス）

インボイスをデータ保存する場合は、保存要件として、「電子帳簿保存法」における保存方法に準拠します。

- 保存要件は、「3-4-(5)電子インボイス」参照。
- 小売業は、仕入税額控除の要件として、卸売業からの請求データを保存する義務があり、また、同様に卸売業も写しを保存する義務があります。

(4) 請求レス対応

小売業作成の支払案内書でインボイス要件を満たせるように、小売業へインボイス対応を依頼すると共に、仕様のレビューを確実に行うようにします。

- インボイス記載要件をデータ保存した支払案内書も電子インボイスと同様の保存方法にて認められています。ただし、小売業側にその対応を行って頂く必要がありますので、対応が可能か早めに確認を行い、合意形成を図る必要があります。
- 買い手作成の支払案内書をインボイスとする場合、「売り手への確認」が必要となるため、契約書などで支払案内書の内容について、承諾した旨の証を残す手続きをする必要があります。あるいは、支払案内書に「支払案内書の内容に訂正・誤り等がありましたら、〇〇日以内にご連絡ください」などと記載することによって、特に売り手からの連絡がなければ、「確認」したことになります。

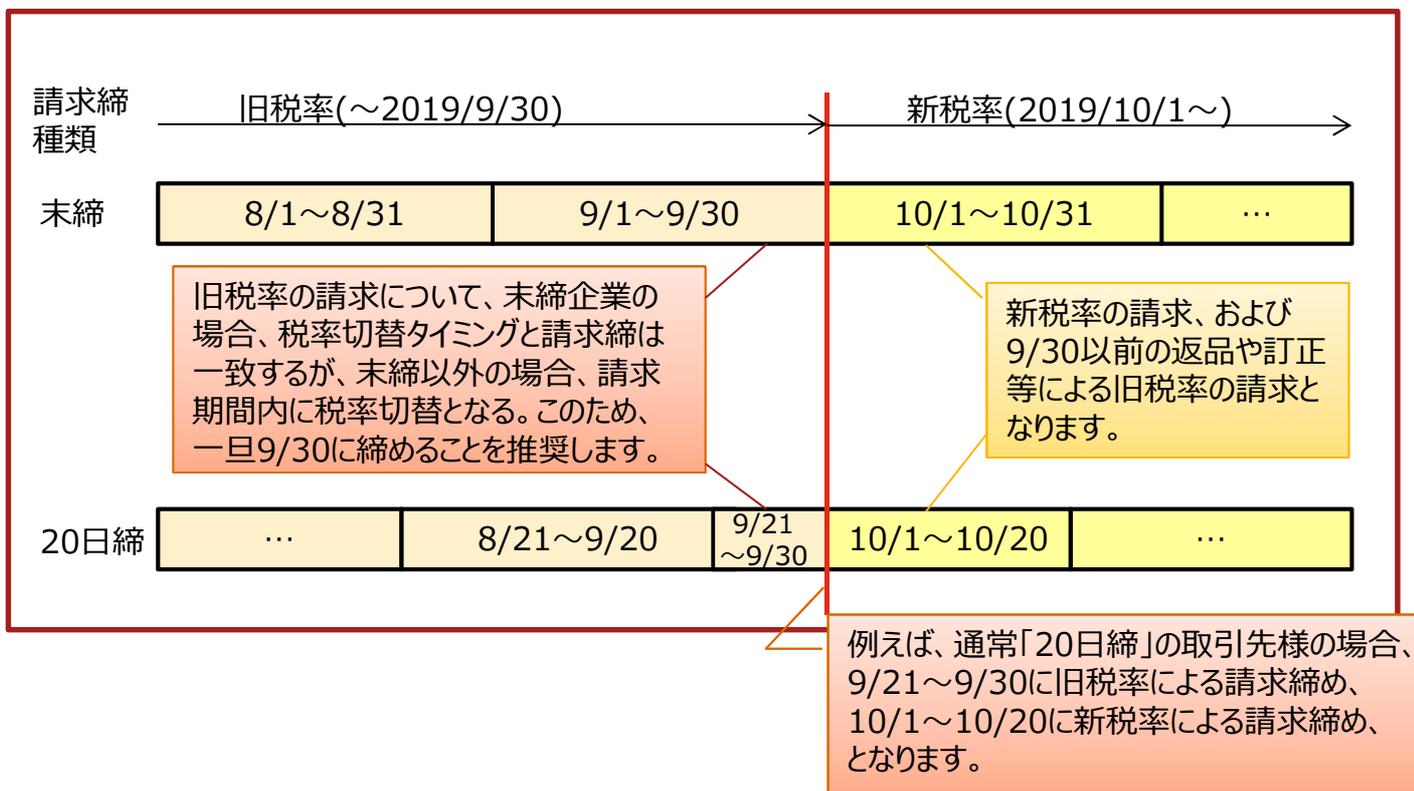
4. 対応ガイドライン

▼ 備考

- インボイスの受領が困難な取引として、インボイスの保存なしに帳簿記載のみで仕入税額控除が認められる取引は、今後、政省令等で明らかにされる予定です。
- 例えば、税率・税額を明示したメッセージを小売業から卸売業に送り、その後、卸売業から「メッセージを受領した」旨を送り返し、その際、当該受領メッセージとして、卸のインボイス記載事項を満たしたものとなっていれば、そのデータを電子インボイスとして保存することで、小売業の仕入税額控除が認められます。
なお、この方式は、製・配・販の3層にて検討する必要があります。

(5) 月末強制締めによる請求書の旧新税率の混在防止

未締以外の小売業、製造業に対して、新旧税率の混在を最小限に抑えるため、2019年9月末に一旦強制的に請求を締め、交付を行うことを推奨します。



4. 対応ガイドライン

(6) 現金取引への対応

現金取引でも区分記載請求書、適格記載請求書に対応します。

区分記載請求書			2019年 10月から			適格記載請求書			2023年 10月から		
請求書			請求書			請求書			請求書		
(株)〇〇御中 XXXX年11月30日			(株)〇〇御中 XXXX年11月30日			(株)〇〇御中 XXXX年11月30日			(株)〇〇御中 XXXX年11月30日		
11月分 131,200円 (税込)			11月分 131,200円 (税込)			11月分 131,200円 (税込)			11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額	日付	品名	金額	日付	品名	金額	日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/1	小麦粉 ※	5,000円	11/1	小麦粉 ※	5,000円	11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,800円	11/1	牛肉 ※	10,000円	11/1	牛肉 ※	10,000円	11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,200円	11/2	キッチンペーパー	2,000円	11/2	キッチンペーパー	2,000円	11/2	キッチンペーパー	2,000円
∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴	∴
合計		131,200円	合計		120,000円	消費税		11,200円	合計		131,200円
10% 対象		88,000円	10% 対象		80,000円	消費税		8,000円	8% 対象		40,000円
8% 対象		43,200円	8% 対象		40,000円	消費税		3,200円	※軽減税率対象		△△商事(株)
※軽減税率対象		△△商事(株)	※軽減税率対象		△△商事(株)	登録番号		XXXXXXXXXX			

※ 区分記載請求書の場合、請求書などの交付を受けた事業者が手書きで「税率に関する項目」を追記できます。

※ 適格請求書等保存方式では、追記は認められていません。

10% 対象	88,000円
8% 対象	43,200円

※軽減税率対象

注意

■ 追記の範囲

請求書等の交付を受けた事業者が追記できるのは、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の2項目に限られます。例えば、品目等の請求書等に記載されているその他の記載事項についてまで追記・訂正することは認められていません。



4. 対応ガイドライン

4-7. インボイス対応（対製造業）

（1）インボイス交付と保存方法の選択について

製造業から卸売業へのインボイス交付は、請求書にて行うことを要望します。

- 仕入税額控除のためのインボイス保存を考える場合、インボイスパターンは極力統一されている方が効率的であるため、多岐に渡らないように考慮します。
- 発注についても、現行取引と同様に「税率に関する項目」を含めないようにします。
 - ⇒ 製造業の納品伝票も現行と同様とし、税率などを記載しなくてよいものとします。
 - ⇒ 適用税率ごとに請求書(口座)を分けず、1請求書に複数税率が混在してよいものとします。

4-8. その他

- インボイス交付義務
 - ・ 全てに交付しなければならないではなく、課税事業者から求められた場合に交付義務があります。
 - ・ よって、課税事業者管理をできるように準備します(システム的には、新たに事業者マスタを設ける、また、既存の仕入先・得意先マスタに登録番号項目を追加します)
 - ・ 免税事業者(事業者未登録)は、インボイスを交付できず、免税事業者からの仕入は、仕入税額控除できません。ただし、経過処置があります。(2. 軽減税率制度の概要参照)
- 適格請求書発行事業者の登録
 - ・ 「適格請求書」を発行するために、適格請求書発行事業者登録を行います。
 - ・ 登録は2021年10月より、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、登録番号の交付を受けます。
 - ・ 登録番号は、「T」+13桁(法人番号)の14桁構成となります。
 - ・ 個人事業主は、法人番号を持ちませんので、13桁の数字をランダムに割り振られる予定とされています。
 - ・ 適格請求書発行事業者かどうかの判別は、一義的には、相手に確認することで行います。また、インターネット検索システム(国税庁にて用意される予定)により、受領した適格請求書の適正性を確認することも可能です。
- 端数処理
 - ・ 税額における端数計算は、「切り捨て」、「切り上げ」、「四捨五入」等、任意の方法でかまいません。
- 適格返還請求書（返還インボイス）への対応
 - ・ 売上に係る対価の返還（返品、値引き、割戻など）を行う場合は、対価の返還を受ける他の事業者へ必要事項を記載した「適格返還請求書」を交付する必要があります。
- ネット販売への対応
 - ・ ネット販売において購入者が課税事業者の場合は、求めに応じてインボイス交付義務がありますので、要件を満たしたインボイス対応（システム改修）の準備が必要となります。
 - ・ 交付は、ネット販売時点に限らず、あとから郵送・メールでよいとされています。また、配送商品と一緒に書面によるインボイスを添える方法等でも行えます。

5. 日食協 標準EDIフォーマットと標準書式の対応

5-1. 日食協 標準EDIフォーマットの対応

日食協「EDIワーキンググループ」の検討会にて、軽減税率対応にて変更を加えるデータ種別・レイアウトおよび、その内容(レコード構成・項目・設定値など)の検討を進めています。

- 日次の受発注については、運用変更しないため、「受発注システム」の変更は行いません。
- 製造業から卸売業への「出荷案内システム」、卸売業から製造業への「販売促進金システム」を中心に検討進めています。
- 2018年6月末に変更を加えた「日食協標準EDIフォーマット運用基準書」を公開する予定となります。

※日食協 標準EDIフォーマット：日食協HP内の「日食協標準EDIフォーマット運用基準書」参照。

<http://nsk.c.ooco.jp/ediformat.html>

5-2. 日食協 標準書式の対応

日食協「経理業務標準化協議ワーキンググループ」の検討会にて、軽減税率対応にて変更を加える各種書式について、検討を行います。

- 標準書式
 - ・ 酒類食品統一伝票(単票)改訂版バージョン2.0
 - ・ 販売促進金請求書
 - ・ 販売促進金支払案内書
 - ・ 商品代金請求書
- 公開時期は、別途ご案内します。

※日食協 標準書式：日食協HP内の「資料室・書式」参照。

<http://nsk.c.ooco.jp/library&data.html>

6. その他

6-1. 商品規格書(PITS標準フォーム第一版)

商品情報授受標準化会議(PITS)にて、PITS標準項目およびPITS標準フォームに「新税率」、
「旧税率」、および「新税率施行年月日」などの項目追加を検討依頼します。
なお、具体的には、商品情報授受標準化会議からの案内をお待ち願います。

※PITS:Product Information Transfer Standardの略。

商品情報授受標準化会議については、HPを参照願います。 <https://www.finet.co.jp/hyojyunka/pits.html>

※事務局: (株)ファイネット

6-2. 業界共通データベース

(株)ジャパン・インフォレックスへ「FDB商品情報DBサービス」に対して、消費税軽減税率対応のため
の項目追加・変更を依頼しております。

なお、具体的には、(株)ジャパン・インフォレックスからの案内をお待ち願います。

- 消費税区分のコードリスト変更案。

現行		変更後	
FDB商品情報 No.90 消費税区分		FDB商品情報 No.90 消費税区分	
「 0 」		「 0 」	外税←初期値
「 1 」	課税対象←初期値	「 1 」	内税
「 2 」	免税	「 2 」	非課税
「 3 」		「 3 」	標準税率適用 (外税)
「 4 」		「 4 」	標準税率適用 (内税)
「 5 」		「 5 」	軽減税率適用 (外税)
「 6 」		「 6 」	軽減税率適用 (内税)
「 7 」		「 7 」	
「 8 」	非課税	「 8 」	
「 9 」	不課税	「 9 」	

※FDB商品情報DBサービスについては、HPを参照願います。 <https://fdb.finet.co.jp/index.html>

6-3. 流通BMS

卸研 2017年度 研究委員会にて、消費税軽減税率対応のためのメッセージ追加等を検討して
おります。

今後、流通システム標準普及推進協議会へチェンジリクエストを提出し、検討を進めていただきます。

※流通BMSについては、HPを参照願います。

<http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/standard/standard01.html>

7. 最後に

2017年5月より日食協代表卸売業及び支援企業10社と全国菓子卸商業組合連合会より代表卸売業2社、そして、オブザーバーとして1一般財団法人の計12社と1一般財団法人にて、日食協「軽減税率対応システム専門部会」として、計10回の専門部会を開催し、参加メンバーと検討・協議を重ね本書を作成いたしました。

対応検討に際しては、製・配・販三層において、運用変更およびシステム改修が最小限に抑えられるように配慮し検討を進めてまいりました。しかしながら、まだ多くの課題や不明点がありますので、専門部会として確認・検討・依頼を継続し、今年4～6月頃に発表される予定の政省令を踏まえ、本書を改訂してまいります。

なお、流通の中間に位置する卸売業は、特に小売業から様々な対応を依頼された場合、各社ごとに対応せざるをえないため、小売業界と卸売業界が共に混乱の無い効率的な方法で取り引きが行えるよう両業界にて、今後検討が進むことを期待するとともに、各サービスを提供している各社からの対応方針及び詳細が早期に公表されることを期待します。

また、今後の政治状況や財務省・国税庁などの発表により、対応内容が異なってくる可能性がありますので、今後の最新情報にご留意願います。

各社において、混乱なく早期に新しい制度への準備対応のご参考として、ご活用いただければ幸いです。

2018年3月

軽減税率対応システム専門部会

■ 軽減税率対応システム専門部会 メンバー企業一覧

(50音順)

● 卸売業・支援企業

伊藤忠食品(株)

加藤産業(株)

副座長 国分グループ本社(株)

国分首都圏(株) (全国菓子卸商業組合連合会)

(株)ジャパン・インフォレックス

(株)種清 (全国菓子卸商業組合連合会)

(株)トーカン

(株)日本アクセス

日本酒類販売(株)

(株)ファイネット

三井食品(株)

座長 三菱食品(株)

● オブザーバー

(一財)流通システム開発センター

■ 改訂履歴

- 2018年3月29日 : 初版

本書の無断転載、無断複製を固く禁じます

消費税軽減税率対応企業間取引の手引き

2018年3月29日 初版

編集・発行  **一般社団法人 日本加工食品卸協会**

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階

電 話 03-3241-6568

F A X 03-3241-1469

URL <http://nsk.c.ooco.jp/>